

令和7年度
社会教育主事講習[A（夏期）]



期間 令和7年7月11日～8月28日
主催 国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

目 次

	ページ
I 実施要項	1
II 受講申込み	1 3
III 受講について（受講決定後から受講まで）	2 0
参考規程	2 4
Q & A	3 0
様式集	3 8
別表 1 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ等	4 9
別表 2 日程表	5 3



本紙をよくお読みになってから申し込んでください。

- ・社会教育主事講習の申込みや受講にあたっては、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下、「当センター」という。）のホームページに掲載している**オリエンテーション動画**（「受講をお考えの方へ」）を御覧いただき、本講習の意義や目的、受講上の留意事項等をよく理解していただいた上で手続きをお願いします。
<https://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>
- ・本講習は、ICTを活用した受講方法を推進しています。受講にあたっては、**パソコンと安定したインターネット接続環境があり、パソコンの基本的な操作ができることが前提**となります。
- ・次に該当する場合は、申込み・受講決定・修了認定を取り消す場合があります。
 - 本要項記載の要件を満たさず**受講が困難**と思われる場合
 - 本要項記載の要件に**反する**場合
 - 受講申込みの書類等に**虚偽の記載や申告等**がある場合
 - 不正行為や不正行為とみなされる行為**があった場合又は後でそれが判明したとき
 - 本要項に記載のない事項であっても、**本講習実施の目的や趣旨に反する**と思われる場合
- ・実施要項に記載されている要件等を満たしていないことが原因で不具合が生じ、結果として受講ができなくなっても、当センターは責任を負いません。よくお読みになった上で申込み又は受講の準備等をしてください。

I 実施要項

1 社会教育主事講習の概要及び目的

国立教育政策研究所（以下、「当研究所」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき、文部科学大臣から委嘱を受け、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与すること及び、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とする。

○当センターホームページに掲載しているオリエンテーション動画（「受講をお考えの方へ」）を御覧になり、本講習の概要を確認してください。

2 主催（会場）及び定員

(1) 主催（会場）

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
（東京都台東区上野公園12-43）

(2) 定員

116名	（内訳） 通常コース	80名
	オンラインコース	36名

○併願はできません。

3 受講資格

- ・省令第2条各号 ※（次表は参考）のいずれかに該当する者は、社会教育主事講習（以下、「本講習」という。）に申し込むことができます。
- ・受講資格の年数を数える場合や受講申込書記載事項は、令和7年5月1日を基準としてください。

※ 参考規程 P.25 参照。

○複数の受講資格に該当する場合は、いずれの受講資格で申し込んでいただいても構いません。

○いずれの受講資格で申し込んでいただいても、受講者選定に影響しません。

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事した者 他
第4号該当者	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第5号該当者	その他文部科学大臣が上記に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

※ 詳細は、参考規程に記載している「社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（抄）」や「社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）」等を参照。

4 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

別表1 ※ のとおり

※ 本資料 P. 49 参照

5 講義日程

別表2 ※ のとおり

※ 本資料 P. 53 参照

6 受講方法とコース別日程

ライブ配信や集合して受講する場合においては、全日程・全講義に出席していただく必要があります。 ※

※ 本資料 P. 20 「Ⅲ 受講について」 参照。

私事都合の他、業務の都合による欠席も認めていませんので、必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。

(1) 共通部分

生涯学習概論、社会教育経営論、生涯学習支援論の一部、社会教育演習の一部は、通常コースとオンラインコース共通です。

インターネットを活用した講義の受講（当研究所が制作した講義動画の視聴（以下、「eラーニング」という。）及びライブ配信の視聴）があります。

eラーニングは、外部の学習管理システム（Learning Management System。以下、「LMS」という。）を使い、講義動画を視聴して行います。ライブ配信は、Web会議システム※（以下、「Zoom」という。）を使いリアルタイムで行います。

※ 本講習では、通常は Zoom Workplace を使います。調達する LMS の仕様によっては変更となる場合があります。

なお、8月14日（木）に実施する社会教育演習のシンポジウムは、通常コースのみ会場に集合して実施します。オンラインコースは会場で実施しているシンポジウムをライブ配信します。（ハイブリッド方式）

通常コース・オンラインコース共通（生涯学習概論・社会教育経営論・生涯学習支援論・社会教育演習）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
7月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
							単独オンライン演習・制作代行							社会教育主事講習[A] 生涯学習概論eラーニング期間								休みの日	休みの日			社会教育主事講習[A] 社会教育経営論eラーニング期間					
8月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	休みの日				ライブ配信						休みの日			ハイブリッド																	
					生涯学習支援論									社会教育演習																	

(2) 通常コース

生涯学習支援論（一部）及び社会教育演習を集合形式で受講していただきます。

通常コース(生涯学習支援論の一部・社会教育演習の演習)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
											山の日	集合 生涯学習支援論	集合 社会教育演習					集合 社会教育演習													

(3) オンラインコース

ア オンラインコースの概要

オンラインコースは、すべての講義等をオンラインで実施するものです。受講者は、会場に集合することなくすべて職場や自宅等で受講することができます。

※ オンラインコースは、都道府県教育委員会からの推薦が必要です。必ず、申込み前に都道府県教育委員会に問い合わせの上で、推薦を受けてください。（各都道府県からの推薦は、2名まで。）

オンラインコース(生涯学習支援論の一部・社会教育演習の演習)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
							オンラインコース ライブ配信 支援論			山の日			オンラインコース ライブ配信 演習								オンラインコース ライブ配信 演習				オンラインコース ライブ配信 社会教育演習						

イ オンラインコースの受講要件

- ・実施方法の性質上、後述の要件をみたすパソコンやネットワーク環境が準備でき、必要なパソコンスキルを持ち、すべて自立してパソコン操作ができることが大前提となります。
- ・新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうち、全科目を受講する者に限ります。令和元年度以前の旧規程の下で既に講習を修了した方（いわゆる学び直しの方）は、申込みできません。
- ・4科目すべてを受講していただきます。分割受講はできません。また、科目の一部受講辞退・全科目辞退はできません。
- ・応募多数の場合は、「8 受講者の選定及び受講決定の通知」に従い選定します。

※ 通常コースと併願はできません。

(4) 受講

ライブ配信や集合して受講する場合においては、全日程・全講義に出席していただく必要があります。 ※

私事都合の他、業務の都合による欠席も認めていませんので、必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。

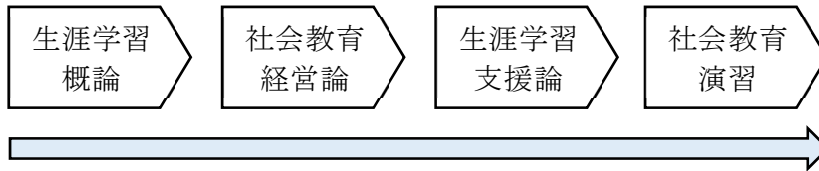
※ 全科目の受講を予定していた方で、途中で未修了となった場合、次の科目は受講できません。

(5) 履修順

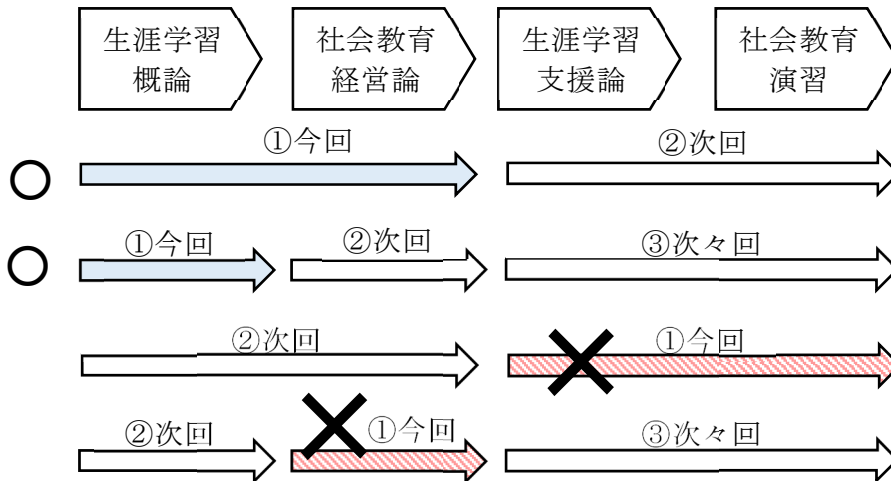
当センターの講習では、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序 ※での履修をお願いします。

例) 受講順の例

<全科目受講の場合>



<分割受講 ※ の場合>



7 インターネットを活用した受講の要件等

eラーニングやライブ配信の視聴による受講のためには、パソコンとメールやZoom等のソフトウェア、そしてインターネットに接続できる環境が必要です。また、基本的なパソコン操作ができることが前提となります。



注意事項

○パソコンやソフトウェア、ネットワーク環境等は、すべて受講者自身の責任において準備していただくものです。

○多くの方が同時に受講しています。当センターでは、パソコンやネットワークの不具合、パソコン操作のサポート等の個別対応はできません。

- ・ 講習が開始してから、次のようなケースで、受講者自身から辞退、当センターから受講を遠慮いただく場合も現に生じています。
 - ① 自分ではパソコンを持っておらず、Wi-Fi 環境もない方が職場のパソコンと Wi-Fi を使う予定であったが、セキュリティ上の制限が厳しく受講には不向きであることが講習の当日や直前にわかった。
 - ② ネットワークへの接続状況や LMS の操作を事前に確認できる「講習前の試行」に参加せず、当日になって、自宅のインターネット接続が悪いことがわかり、手配しようとしたが間に合わなかった。
- ・ 各自 1 台のパソコンをお使いください。当センターから指示がある場合を除き、スマートフォンや iPad (アイパッド) 等のタブレット端末での受講はできません。
- ・ 複数台での接続は、当センターから指示がある場合を除き、絶対におやめください。同時接続数の制限等から他の受講者がシステムへログインできなくなるばかりか、LMS の受講履歴や成績管理に不具合が生じる場合があります。

(1) 本講習において必要なパソコンスキル

申込みの前に次のア～ウを確認してください。

特に高いパソコンスキルを求めるものではありませんが、次に列挙するスキルが最低限必要 ※ になります。

ア パソコン基本操作

- ・基本的な文字入力ができること
- ・当センターが用意するLMSへユーザIDとパスワードを入力してログインできること
- ・複数のソフトウェアを同時に起動しマルチで操作ができること
- ・ウィンドウの最小化/最大化ができること
- ・データのダウンロード/アップロードができること
- ・データの圧縮/解凍ができること

イ 次のOAソフトの基本的な操作

Microsoft Word/Excel/PowerPoint の操作ができること

ウ Zoom の操作 ※

- ・Webカメラ（内蔵又は外付け）の設置
- ・当センターが指定する Zoom ミーティング（ライブ配信）に入退室できること
- ・ビデオ（カメラ）やミュート（音声）切り替えができること
- ・メインルームとブレイクアウトルームへの入退室（行き来）ができること
- ・当センターから画面上で本人確認ができるように、カメラ位置等の調整ができること
- ・チャット機能 ※ が使えること

※ 受講を希望する者が要件を満たさない場合は、受講開始前までにご自身で練習をしていただくか、受講時に職場やご家族等のサポートが受けられるよう準備していただく必要があります。

○ テスト実施時や集合形式の場合は、一人で操作していただきます。

※ 次ページの(3)ソフトウェア参照。

操作の確認等は、Zoomのホームページ等でできます。


※ ライブ配信中等に当センターから指示がある場合を除き、使用を禁止しています。

(2) ハードウェア

次の要件 ※ を満たすパソコンが必要です。

- ・OS : Windows 10、Windows 11
- ・CPU : Dual-core 2.4 GHz 以上
- ・RAM (メモリ) : 4 GB 以上
- ・解像度 : 1024 x 768 pixel 以上
- ・通信速度
ブロードバンド環境
※下り 10 Mbps 以上を推奨いたします。
- ・Webカメラ・マイク : パソコン内蔵又は外付け
- ・その他 : ヘッドセットの使用を推奨。パソコンに音声デバイス（スピーカー、イヤホンなど）が接続されていない場合は、ヘッドセットが必要です。

※ パソコンのスペックが要件を満たさないときは、ライブ配信中にカメラが使えない・映らない等の支障がでる場合があります。

 **注意事項**

- ・Mac パソコン (ios) や iPad (アイパッド) 等のタブレット端末での受講はできません。また、サポートも行いません。

(3) ソフトウェア

次にあげるソフトウェアが必要になります。

・ブラウザ : Microsoft Edge 又は Google Chrome

・ Zoom ※

・ Microsoft Office
(Word2016 以上、Excel2016 以上、PowerPoint2016 以上)
・ Adobe Acrobat Reader
・ 圧縮・解凍ソフト
・ ウイルス対策ソフト

○ ブラウザは最新版をお使いください。

○ Microsoft Edge の IE モードでの受講は LMS の動作が保証できません。

※ 使用するパソコンに必ず Zoom Workplace (Zoom アプリ) をインストールし、常に最新版にバージョンアップしてください。(ブラウザ版不可。LMS との連携ができなくなり不具合が生じる場合があります。)

※ ダウンロードは、こちらから <https://Zoom.us/download>

(4) インターネット環境

インターネットに常時継続・安定して接続できるブロードバンド環境が必要です。

(要件) ・有線又は無線 (Wi-Fi 等) でインターネットに接続。
・ (2) ハードウェアに記載の要件参照。
・ Zoom の映像や音声、LMS での動画の映像及び音声
が途切れることなく出力されること。



注意事項

- ・ パソコンやインターネット環境の不備によって、ビデオ (カメラ) が映らなくなり、途切れる等の原因から、受講継続が難しくなり、途中で辞退等になる事案が増えています。
- ・ 当センターでは、受講者のパソコンやインターネット環境のサポートはできません。 オリエンテーション (兼) 講習前操作試行に参加し、動作確認を行きましょう。また、不具合がある場合は、受講開始前までにご自身の責任において、しっかりと準備してください。

(5) メール

講習に関する連絡などをメールにて送付（一斉送信）する場合があります。また、修了証書をデジタル発行するために個人でお使いのメールアドレスが必要です。

次の注意事項をよく確認して、受講申込みの際に、適切なメールアドレス一つを登録してください。（受講申込書（様式1）の「⑤E-mail」の欄に記入してください。）

○受講申込み後は、メールアドレスの変更はできませんので、次の要件をすべて満たすメールアドレスを登録してください。

- ・受講する場所を考え、常時確認可能なメールであること。

（例）自宅で受講する予定なのに、職場のメールアドレスを登録してしまい、自宅で職場のメールが閲覧できない等の場合、重要な連絡を見逃すこととなります。自分が受講する場所で確実に閲覧可能なメールを登録してください。

プライベートでお使いのメールアドレスを登録ください。

○：Gmail、outlook、yahoo、iCloud.com等

×：**キャリアメール（携帯メール）**
職場のメール（個人又は代表（共用）アドレス）



※ 修了証書をデジタル発行します。修了証書を外部のウォレット（P.11参照）に登録・保存する時に、個人のメールアドレスが必要です。

※ **×** 職場のメール

データサイズやファイル添付等の機能が制限されている他、セキュリティ設定のために受信できない場合が多く、受講開始後に変更せざるを得ない例が多くなっています。

※ **×** 共用アドレス

受講や受講者個人に関する情報提供や連絡を行います。受講者以外の者が閲覧できるような代表アドレスや共用アドレスは使用しないでください。

○Gmail をお使いの方は注意

当センターからの一斉送信メールを受信できない事案が多発しています。次のいずれかの対応をお願いします。

- ① 「@nier.go.jp」からのメール又は、別途指定するメールアドレスを受信できるようドメイン指定を行う。
- ② Gmail 以外のメールアドレスを登録する。

8 受講者の選定及び受講決定の通知

(1) 受講者の決定

当研究所は、文部科学省が定める「国立教育政策研究所における社会教育主事講習の実施について（運用指針）」に基づき「社会教育主事講習運営委員会」の議を経て受講者を決定します。

ア 選定の目的

当研究所の講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の2に基づき都道府県や市町村の教育委員会に置くこととされている社会教育主事の配置促進を主な目的としています。

イ 選定の優先順位

上記の目的実現のため、社会教育主事の発令を予定している等の推薦状※のある者が優先的に受講できるように優先順位を定めて受講者を選定しています。

なお、応募多数の状況が続いており、上記以外の者は、定員に余裕がある場合に、抽選等の方法で選定されるにとどまっています。また、過去に社会教育主事養成課程や講習を修了している者は、さらに厳しい状況が続いています。あらかじめ御承知おきください。

ウ 選定の方法

定員を上回る申込があった場合には、次表の順位に選定します。

順位1に該当する者から選定し、定員に満たない場合は、次の順位に該当する者から選定していきます。ただし、同順位の者全員を受け入れることができない場合には、それらの者の中から抽選を行います。（以降、定員に達するまで順位を下げていき、同様に選定していきます。）

順位	新規/学び直し ※	推薦区分 ※	常勤/非常勤
1	新規	a	常勤
2			非常勤
3			—
4		b	常勤
5			非常勤
6			—
7		—	常勤
8			非常勤
9			—
10	学び直し	a	常勤
11			非常勤
12			—
13		b	常勤
14			非常勤
15			—
16		—	常勤
17			非常勤
18			—

※ 都道府県・市区町村の長又は教育長から推薦を受けた場合に推薦状を申込時に添付してください。

※ 新規/学び直しの別
「新規」：新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者
「学び直し」：過去に社会教育主事講習や養成課程を修了している者

※ 推薦区分
「a」：推薦状あり（社会教育主事として発令を予定している者）
「b」：推薦状あり（地域全体の社会教育の振興の中核を担う者）

※ Q&A P. 33 参照

(2) 受講決定の通知

受講者が決定した場合には、その結果を受講申込者に対し通知します。申込時に単位修得認定申請を行ったときには、その結果も併せて通知します。また、受講決定した者の情報を関係都道府県の教育委員会に通知します。

○選定結果や理由に関する問合せには、一切回答できません。

9 修了認定及び修了証書

(1) 本講習の単位修得の認定は、社会教育主事講習単位修得認定細目 ※ (国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定。以下、「細目」という。)に規定した要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた「社会教育主事講習運営委員会」の議を経て行います。

※ 参考規程 P. 28 参照

ア 細目 1 (三)に規定する多様なメディアを高度に利用して行う講義 (集合形式以外の e ラーニングやライブ配信等)の参加、出席・欠席の取扱い等は、下記のとおりとします。

受講方法	出欠の考え方等
e ラーニング (生涯学習概論・社会教育経営論)	所定の期間内にすべての講義動画を視聴し、講義ごとの小テスト、修了テストを受けていただくことで出席とみなします。
ライブ配信 (全科目)	Zoom への参加やその画面に映る顔等で出席を確認します。

○修了テストや単位修得認定の内容や結果に関する問合せには、一切回答できません。

イ 受講期間中、次に該当する場合で当研究所の指示に従っていただけないときは、細目 4 に規定する履修状況が適切でないと判断し、以後の受講を取りやめていただく場合があります。

- ・他の受講者の受講の妨げまたは迷惑になる行為をしたと認められる場合
- ・受講態度が著しく不良であると認められる場合
- ・オンラインでの受講中において、受講に専念できる環境で受講していないと認められる場合
- ・受講生が公序良俗に反する行為や法令等の重大な違反行為を行い、社会通念上において受講させるべきではないと認められる場合
- ・修了テスト時の不正行為やそれと誤認する行為を行った者、又は他の助けを受けた者
- ・その他、本講習の運営に支障をきたす行為・行動が認められる場合

ウ 細目 2 に記載する科目ごとの課題とその評価は次のとおりです。

- ・生涯学習概論と社会教育経営論では、eラーニングやライブ配信による受講の他、科目の最後に実施する修了テストの結果（合格）をもって修了の評価をします。
- ・生涯学習支援論と社会教育演習では、講義等への出席の他、演習への取組状況や提出物・成果物等で修了の評価をします。

エ 修得単位が8単位に満たない者に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」を交付します。

○本資料 P.4 記載の順に受講していただきます。先の科目が未修了となった場合、次の科目を受講できません。

(2) 当研究所は、省令 ※ 第8条により、本講習において8単位を修得した者に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。省令第8条第3項の規定により、修了証書を授与された者は、「社会教育士(講習)」と称することができます。※

※ 参考規程 P.25 参照

※ Q&A P.36 参照

ア 講習日程終了後に開催する運営委員会の議を経て修了や単位修得の認定を行い、受講者本人に修了証書又は単位修得証明書を発行いたします。また都道府県にその旨を通知します。

イ 当研究所では、令和6年度から修了証書をデジタル発行しています。発行されたデジタル修了証書は、ブロックチェーン技術によって改ざんされないようになっています。

受講申込時に登録した受講者のメールアドレス ※ 宛に修了証書がデジタル発行されたことを通知します。

※ 登録できるメールアドレス (P.8) に注意してください。

通知を受け取った受講者は、株式会社 LecoS (レコス) が運営する外部管理サービス (オープンバッジウォレット※。ユーザ登録が必要。) を利用し個人で保管していただきます。

※ 当研究所で発行しているのは、オープンバッジではありません。「デジタル卒業証明書」というもので、証書の形式をしたものです。

(参考)

オープンバッジについて

<https://www.netlearning.co.jp/openbadge/index.html>

オープンバッジウォレット及び株式会社 LecoS について

<https://www.lecos.co.jp/>



注意事項

当研究所は、令和6年度から修了証書をデジタル発行していますが、「オープンバッジ」は発行していません。

一部の民間業者が、令和5年度以前に当研究所が紙に印刷し発行した修了証書を改めてデジタル発行したり、オープンバッジとして発行する事業を実施していますが、当研究所が認めたものではありません。ご注意ください。

ウ 単位修得証明書については、全科目を修得するまでの一時的なものであり、従来どおり、紙に印字したものを発行します。

10 受講に要する経費

(1) 受講料は徴収していません。

(2) 受講に要する経費は、受講者側の負担 ※ となります。

例：交通費、食費、宿泊費、インターネット受講に要するパソコンや通信費、講習で使用するテキスト ※ 等

※ Q&A P. 32 参照

※ 受講決定後、講習開始までに各自でお買い求めください。当センターでは販売していません。

11 非常変災等について

非常変災等が発生した場合において、台風等、事前予測が相当程度可能な災害の場合は、代替措置等について速やかに決定し、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡します。

なお、非常変災等の発生により概ね一週間以上にわたって講習実施の困難が想定される際は、文部科学省と協議の上、その後の対応について決定します。

○本講習が非常変災等に伴い延期や中止になった場合であっても、それに伴い発生したキャンセル料等について当研究所では負担できません。

12 その他

実施要項に定めるもののほか、講習実施に関することは、必要に応じて、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。

Ⅱ 受講申込み

1 受講申込み方法

受講申込みは、メールで受け付けております。事前に提出先 ※となる教育委員会にお問い合わせいただき、メールアドレスを確認してください。

※ 提出先は(2)の表を参照。

(1) 受講資格

省令※第2条各号(後掲)に該当する者は、受講を申込みことができます。

※ 参考規程 P25 参照。

(2) 受講の申込み

必ず、都道府県教育委員会を通して申し込みください。 ※

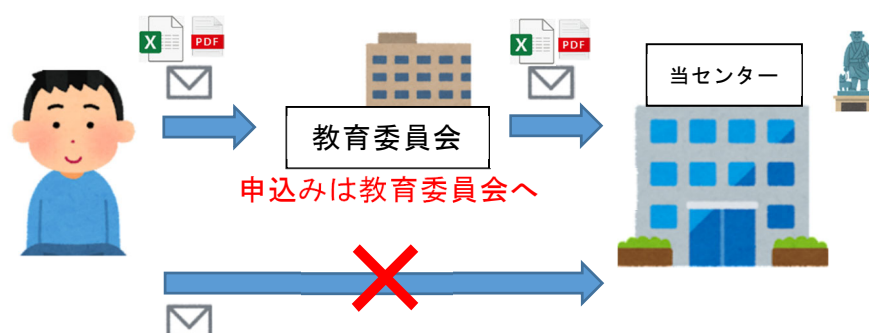
※ 当センターでは、受講者からの申込みを直接受け付けていません。

下の注意事項参照。

受講を申し込む者は、「(3)提出書類」に示す書類を次の区分に従い提出してください。

区分	提出先	注意
公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者(指定管理の者を含む)	<u>勤務先がある</u> 都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当宛て	○受講資格を証明する証明書等は、発行に時間がかかる場合がありますので、その提出期限に間に合うように御準備ください。 ○期限を厳守してください。
上記以外の法人又は民間企業に勤務する者、学生、無職等	<u>お住まいの</u> 都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当宛て	

○独立行政法人国立青少年教育振興機構等に勤務する者で都道府県教育委員会との人事交流で採用されている職員は、派遣元の都道府県教育委員会に提出してください。



都道府県教育委員会から当研究所における最終的な申込書類の提出締切は、**令和7年5月19日(月)**となっています。都道府県教育委員会への提出期限は、それよりも早く設定されている場合があります。事前に確認してください。

(3) 提出書類

省令第2条に規定している受講資格に応じて、次の書類を提出してください。

下の表を参考に必要な書類を確認の上、受講申込書他、すべての書類を申込先の都道府県教育委員会が指定するメールアドレスまで、メール添付して提出ください。

※ 適宜チェックリスト(様式5 P.46)を使い、提出前に書類不備がないことを確認してください。



※ 以下の注意事項(各書類共通)をよく確認して準備してください。

- ・提出された書類については、返却いたしません。
- ・申込みにあたり不正や虚偽の内容を提出した場合は申込みを、受講決定後は受講決定を、修了認定後は修了認定を取り消す場合があります。
- ・受講申込書や添付書類はすべて、指定の形式でデータ化(Excel 又は PDF)し、メール添付して提出していただきます。
- ・提出するデータ(PDF)は、次のルールに従って名前を付けてください。

(書類の名前) + (名前) + 「.pdf」
 PDF 例) 社研華子さんの卒業証明書のファイル名 ⇒ 卒業証明書(社研華子).pdf

- ・各証明書等記載の姓と現在の姓が異なる場合には、「戸籍抄本」等の姓が変わったことを証明する書類を提出してください。

提出書類	ア	イ		ウ	エ	エ	
	様式1	様式2・別紙		様式3	様式4	様式5	
省令第2条の受講資格	兼 受 単 講 位 申 修 込 得 書 認 書 定 書 申 書 請 書	卒 業 証 明 書	証 明 書 は 教 育 職 員 免 許 状 授 与 又 教 員 免 許 状 の 写 し	勤 務 証 明 書	単 位 修 得 証 明 書	推 薦 状	チ ェ ッ ク リ ス ト ※
第1号該当者	◎	○			△	◇	
第2号該当者	◎		○		△	◇	
第3・4・5号該当者	◎			○	△	◇	
提出データ形式	—	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF	—
	Excel	—	—	—	—	—	—
当研究所受講経験者 (分割受講、既修了者)	◎					◇	—

◎…必須 ○…受講資格に応じて提出 △…単位修得認定申請をする者はウを提出
 ◇…都道府県・市区町村の長又は教育長から推薦を受けた者は提出

※チェックリストは、申込みの際に適宜セルフチェックとしてお使いください。



ア. 「社会教育主事講習[A]受講申込書 兼 単位修得認定申請書」…【様式1】

当センターのホームページから、受講申込書等の様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、提出してください。
また、ライブ配信による受講中の本人確認のため、3か月以内に撮影した写真のデータ※を貼り付けてください。

- ※ 受講申込者のみを正面から撮影したもの。上半身・無帽・カラー
- ※ 受講開始後、LMSの利用にあたって、LMS上で撮影する場合があります。予めご了承ください。



受講申込書作成上の注意事項

受講申込書等の様式は、セット(1つのExcelデータ)になっています。(様式2、4を除く)

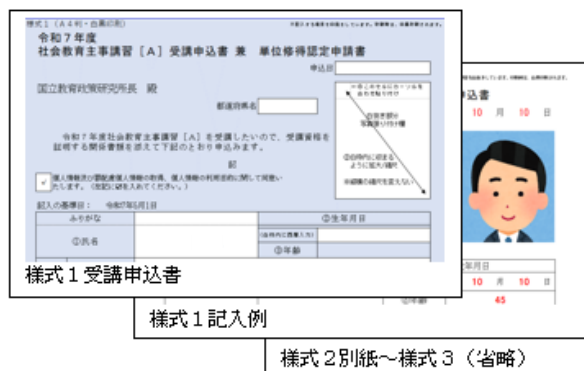
- ・次からダウンロードしてお使いください。
 < 申込書のデータのダウンロードURL >
 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターホームページ
<https://www.nier.go.jp/jissen/youkou/r07youkou/index.htm>
- ・受講申込書等の様式のセットをダウンロードしたら、ファイル名を次のように変更してください。

名前(フルネーム、姓名の間スペースなし) 例) 上野花子.xlsx

- ・各様式は、下の図のようにシートに分かれています。
- ・書式設定の変更や不要シートの削除や分割等せず、そのまま提出してください。

	シート	入力等
【様式1】 受講申込書等の 様式データ (Excel)	様式1「受講申込書」 兼「単位修得認定申請書」	必要事項を入力し、写真データを貼付してください。
	様式1「受講申込書の記入例」	受講申込書入力の参考としてください。
	様式2別紙 社会教育関係団体	様式2は、別ファイルとしています。
	様式3 単位修得証明書	単位修得の認定を希望する場合に入力してください。

【受講申込書様式のイメージ】



上記の図のように複数のシートに分かれています。
様式2、4は、別ファイルになっています。

単位修得の認定※を申請する者は、単位修得認定を申請する受講科目の修得済欄に「○」を付し、申請の理由、修得年度、大学・機関名を入力してください。

また、単位修得認定欄に「○」を付し、その単位数（2単位）を入力してください。

なお、令和元年度以前の旧規程の下で実施された講習を修了、今回いわゆる学び直しでの申込みの場合、省令附則（平成30年2月28日文科科学省令第5号）の規定により、「生涯学習概論」と「社会教育演習」については、単位修得済と認められますので、当該2科目について上記と同じ申請をしてください。

※「2 科目代替について」を参照。P.18

イ. 「受講資格」を証明する書類（受講申込書の「⑪受講資格」欄を証明する書類）



該当する受講資格に応じて、必要な書類が異なりますので、次表をよく確認し提出してください。

省令第2条 受講資格	必要な書類
第1号該当者	<p>a) 大学、短期大学又は高等専門学校の卒業(修了) 証明書※ (大学を中途退学した場合は、2年以上在学し、62単位以上を修得したことの証明書)</p> <p>b) 大学又は大学院在学中の者は、「在学証明書」及び「大学に2年以上在学して62単位以上を修得したことが確認できる大学発行の証明書」及び 「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した在学中の大学又は大学院からの書面」※</p>
第2号該当者	<p>教育職員の普通免許状の写し※ 又は 教育職員免許状授与証明書</p>
第3・4・5号該当者	<p>第3・4・5号に該当する者であることを所属長が証明する「勤務証明書」…【様式2】</p> <p>※ <u>3・4号資格のうち社会教育関係団体に所属する者がその団体・法人での勤務経験に基づいて申し込む場合は、次の書類を【様式2（別紙）】に貼付し提出してください。</u></p> <p>・団体の目的や事業内容がわかる 定款等の写し（ポイント） 社会教育関係団体であることを団体・法人の定款の目的や事業内容で判断します。</p>

※大学や公的機関が発行する証明書類は、申込書を提出する日から3か月以内に取得したものを**必ずPDF化（原本証明不要）**して提出してください。

×「卒業証書」や「成績証明書」
 ×大学院の「卒業証明書」

※ P.47 参考様式参照

※ 教育職員の普通免許状を複数持っている場合でも1種類で可。必ずPDF化（原本証明不要）して提出してください。

○省令第2条及び文部省告示第148号をよく確認し、第3・4・5号に該当する者であること（勤務年数及び職務内容）がわかるように具体的に記載してください。なお、5号に該当するケースは通常はありません。

○勤務証明書は、必ず本人以外の者（例えば所属長等）が確認の上で署名してください。（ゴム印禁止。証明側で文書番号等を記載できる場合は、パソコン作成可。PDF化して提出してください。）

ウ. 「単位修得証明書」……………【様式3】



科目代替等による単位修得の認定を希望する者は、提出してください。

令和元年度以前に大学等で社会教育主事講習の旧規程の下で修了し、今回改めて社会教育士の称号を得るために申し込む場合（いわゆる学び直しの場合）は、「単位修得証明書」に代わり、同講習の修了証書（PDF）を提出してください。

他の機関や大学において、「〇〇（社会教育・図書館・博物館等）に関する単位修得証明書」を所定の様式で用意している場合は、本様式によらず、その機関や大学所定の証明書（PDF）を提出してください。

エ. 「推薦状」……………【様式4】



都道府県・市区町村の長又は教育長からの推薦状 ※ を提出していただくと、優先され受講決定できます。（応募多数の場合は、抽選となります。）

次のいずれに該当するかを明記して作成してください。

- a：社会教育主事としての発令が予定されている者（おおむね3年以内）
- b：地域全体の社会教育の振興の中核を担う者

※ aを優先します。

○PDF化して提出してください。

○当研究所で講習を修了した者は不要です。

○本資料P.18「3 分割受講について」を参照。

※ Q&A P.33 参照

○PDF化して提出してください。

○文書番号を付す場合は公印不要。文書番号なしの場合は公印必要。

2 科目代替について

(1) 省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学等における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位の替えることができます。ただし、4科目全ての代替は認めませんので、1科目以上（科目は問いません）は受講してください。

科目代替を希望する科目等に応じて、次に示すものを提出してください。科目代替が可能な学修の例及び必要書類は、次を参照してください。

①社会教育主事養成課程の各科目

社会教育主事養成課程の「単位修得証明書」※

②他機関の社会教育主事講習の各科目

講習実施機関が発行する「修了証書」又は「単位修得証明書」※

③博物館や図書館に関する学修のうち「生涯学習概論」

学芸員や博物館に関する「単位修得証明書」※、学芸員資格証明書等
又は
図書館司書や図書館にかかる「単位修得証明書」※、図書館司書資格証明書等

○代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みである必要があります。

※成績証明書では判断できません。必ず単位修得証明書を提出してください。

(大学での開設科目名と省令第3条の科目名とは一致しない場合があります。例えば、大学における履修科目名が「生涯学習概論」であっても、省令第3条の「生涯学習概論」に該当しない場合があります。)

(2) 科目代替を希望する場合は、1(3)ア. 「社会教育主事講習[A] 受講申込書 兼 単位修得認定申請書」【様式1】に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目(上記(1)参照)の「単位修得証明書」等※を添付してください。

社会教育主事講習運営委員会において書類等を審査し、受講が決定した者については、単位を修得したと認める場合には単位修得認定書を交付します。また、当該科目の受講が免除されます。

※他の機関や大学において、単位修得証明書を所定の様式で用意している場合は、様式3によらず、その機関や大学所定の証明書(PDF)の提出で構いません。

3 分割受講について

本講習では、複数回や複数年度にわたる分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

また、分割受講する場合であっても、履修順※は守っていただきます。

※ 本資料P.4参照。

既に、他の機関あるいは大学において、社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、残りの科目を受講する場合も分割受講の扱いになります。

他の機関あるいは大学において既に受講済の科目の免除を希望する場合は、「単位修得証明書」【様式3】※を提出してください。

なお、当研究所が実施する講習で修得した場合は、【様式3】の添付は不要ですので、「受講申込書兼単位修得認定申請書」【様式1】の「⑧単位修得認定済」欄に、修得済みの科目名及び単位数と併せて、「受講年度」と「講習名」を記入してください。

(記入例：生涯学習概論2単位(平成〇〇年度[A]))

生涯学習概論、社会教育演習については、令和元年度までの旧カリキュラムでの講習で修得していれば、令和2年度以降の講習においてもその科目は、受講済みとなります。

※ 他の機関や大学において、単位修得証明書を所定の様式で発行している場合は、様式3によらず、その機関や大学所定の証明書(PDF)の提出で構いません。

4 健康状況の告知について

長期にわたる講習のため、受講にあたり配慮が必要な場合は、受講申込書【様式1】「⑩健康状況」欄に該当する事項を御記入ください。

受講決定後に、改めて状況をお伺いする場合があります。

受講申込み後に生じた疾病等についても必ず当センターに御連絡いただくようお願いいたします。

5 個人情報取得の利用目的や取扱い等について

受講申込時に記入していただいた申込者の個人情報(住所・氏名・電話番号など)及び要配慮個人情報については、本講習の運営上の諸連絡、受講者等の管理、単位修得認定証明書の発行及び、本講習の運営や社会教育に関する調査やアンケート、関連する講習や企画等の案内等に使用いたします。

また、地方公共団体から継続的な学習機会に関する情報提供や地方公共団体実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属について書類を提出した都道府県教育委員会へ情報提供を行います。

また、本講習が長期間の受講となることもあるため、講習運営上、身体や健康上等の特別な配慮を希望する場合は、その内容(要配慮個人情報。具体的な病名や留意事項等)について記入していただいております。

なお、受講申込者が本講習中に緊急に医療機関等を受診する際で、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、医療機関等に個人情報や要配慮個人情報を提供する場合があります。

国立教育政策研究所では、申込者の個人情報や要配慮個人情報の毀損や漏洩等しないように適切な安全管理に努めます。

上記に同意の上で申込みしてください。(受講申込書の所定の欄に✓を入れてください。)

Ⅲ 受講について

1 受講決定

申込み多数の場合は、運用指針※に定める基準に従い、社会教育主事講習運営委員会の意見を踏まえ、受講者を選定していきます。希望する受講科目すべてを受講できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

※ P.9 参照

○申込者本人と都道府県に、当研究所から文書でその結果を通知いたします。

2 受講環境その他

インターネットを活用した受講（eラーニング・ライブ配信）の場合、次に留意してください。

履修状況が適当でない、次の留意事項が守られていないと思われる場合は、以後の受講を中止していただく場合があります。

(1) eラーニング

ア eラーニングは、一定の視聴可能期間（1科目約10日間）にすべての講義動画を視聴していただく必要があります。

イ パソコンやネットワーク不備により受講に遅れや中断が起きても対応はできません。視聴は、余裕を持って取り組みましょう。

ウ 当センターでは、学習効果を高める目的から、LMSにおいて一つの動画（一つの講義を複数に分割した動画）において最後まで視聴し終えるまではスキップ等ができないように設定※するとともに、再生速度も制限※しています。また、講義の視聴順も制御しています。

LMSで設定したこれらの制御を故意に解除する等LMSで提供している機能を超えて視聴する行為は、不正行為とみなします。受講後にその事実が判明した場合も同様とします。

ウ 各科目の学習時間は、30時間です。視聴には相応の時間・期間を要するため、計画的に進めていただく必要があります。

※ シークバーを制御しています。初回はスキップできません。

※ 再生速度は、0.8/1.0/1.2/1.5倍の4段階（変更の可能性あり）

(2) ライブ配信

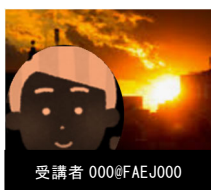
ア 受講に専念できる職場やご自宅等で受講してください。

イ パソコンやインターネット環境の不具合があった際に備え、直ちに電話連絡が可能となるように携帯電話を手元に置いてください。

ウ 画面に映る顔で出席の判断をします。顔が確認できるように、ビデオ（カメラ）をオンにし、位置も調整してください。顔が確認できない場合は、受講していないものとみなします。※また、テスト時の不正防止の観点からバーチャル背景は禁止とします。

※ トイレや水を飲む等は適宜行っていただいて構いません。

出席・受講と判断できません



逆光で見えない



バーチャル背景は禁止



一部しか見えない



正面から顔が確認できるようにカメラ位置を調整

エ 修了テストにおいて、次に掲げる行為があった場合は、不正行為とみなします。

- ・テスト指示者や運営事務局等の指示や注意等に従わない
- ・解答を提出しない
- ・他の受講者に解答を見せる
- ・受講者になりすましてテストを受ける又は受けてもらう
- ・他人の助けを得ているとみられる行為
- ・受講者以外の者と一緒にいる又はいると思われる行為
- ・上記と誤認させるような行為 ※

※ 不正行為と誤認させる行為も厳に慎んでください。

<修了テスト時>
他の者が映り込み・他の助けを得る等・
不正行為と誤認させる行為



オ 車※を運転しながらの受講は、大変危険であるばかりか、道路交通法違反となる場合がありますので、絶対におやめください。また、公共交通機関（電車や路線バス等）、車（タクシー含む）を使って移動中の受講は、受講に専念できていないとして、以後の受講を取りやめていただく場合があります。

※ 駐車した車での受講も控えてください。

講習に集中できるような自宅や職場等で受講してください。



(3) 当センターで使用している講義動画や資料等は、著作権法第35条第2項に基づき、同条第104条の11第1項で文化庁長官が指定する管理団体に授業目的公衆送信補償金を支払っています。

ライブ配信及びeラーニングの録音や録画、講義資料の転用や頒布は禁止します。また、受講者以外に視聴させる行為も禁止します。



(4) 上記に記載のない事項であっても、本講習実施の目的や趣旨に反する行為を行った場合は、履修状況が適当でない又は不正行為とみなします。

3 LMSの利用及びオリエンテーション（兼）講習前操作試行

- (1) 受講決定後、受講者お一人ずつにLMSのIDとパスワード※を付与し、通知します。
- (2) 通知したLMSのID・パスワードを他人に知らせたり、紛失しないように大切に保管してください。ID・パスワードを記載した通知を紛失した場合は、直ちに当センターに連絡してください。
- (3) 受講決定後の令和7年7月7日（月）に実際にLMSにログインして、講義資料やライブ配信講義（Zoom）等を実際に操作できる日（講習前操作試行日 ※）を設けます。また、受講にあたってのオリエンテーション※も行いますので必ず参加してください。
- ※ IDとパスワードは、講習ごとに異なります。
- 他人に知らせたり紛失が判明した場合は、受講を中止していただく場合があります。
- ※ 詳細は、受講決定後にお知らせいたします。

4 ライブ配信や集合形式の受講における出席・欠席・辞退等について

- (1) ライブ配信や集合形式の受講においては、全日程・全講義に出席していただく必要があります。
- (2) 当センター長がやむを得ないと考える事由以外、業務や私事都合を理由として欠席 ※できません。必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。
やむを得ない事由 ※ で欠席した場合であっても、単位修得のためには、各科目とも5分の4以上の出席時間が必要です。
- (3) 1コマ当たり20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものとみなします。演習の場合は、休憩を挟んだ午前午後それぞれ2コマとして出欠を確認します。
- (4) 遅刻・早退・途中退室等する場合は、事前又は事前にできない時は事後にその事由とそれを証明する書面を添付する等して「欠席届」を提出していただきます。
- (5) 受講の一部又は全部を辞退する場合は、「辞退届」を提出していただきます。
- (6) 欠席や辞退等によって、欠員が生じても追加の受講決定や補充等は行いません。
- OP.21 III2(2)を参照
- ※ 欠席
参考規程 P.28 参照
Q&A P.35 参照
- ※ やむを得ない事由
参考規程 P.29 参照

5 受講にあたり準備していただくもの

(1) テキスト等

ア 受講科目に関わらず購入するもの

名称	執筆・編集代表/出版社	定価
『生涯学習・社会教育 行政必携』 (令和6年版) ※	生涯学習・社会教育行政研 究会/第一法規株式会社	6,270 円 (税込)

○出版社から直接、又は書店や専用サイトで購入してください。

※ 令和7年6月ごろに令和8年度版に改定の予定あり。

イ 受講科目に応じて購入するもの

受講科目	書籍等の情報 (名称/執筆・編集代表/出版社/定価)
生涯学習概論	「 <u>三訂 生涯学習概論</u> 」 原義彦/株式会社ぎょうせい/2,500 円+税 10% ※
社会教育経営論	「社会教育経営論」 浅井経子/株式会社ぎょうせい/1,700 円+税 10%
生涯学習支援論	「生涯学習支援論」 清國祐二/株式会社ぎょうせい/1,400 円+税 10%
社会教育演習	①「社会教育計画策定ハンドブック計画と評価の実際」 https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/handbook1-23.htm#researchHB-231 ②「社会教育推進のPDCAサイクルを確立するために必要とされる評価指標の在り方に関する調査研究報告書」 https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2014/02_all.pdf ③ 勤務地等の社会教育・生涯学習振興に関する計画等

※ 令和7年4月改訂

出版社から直接、又は書店や専用サイトで購入してください。

○①②は、当センターホームページからダウンロードしてください。

○③は、各自治体のホームページからダウンロード等してください。

6 健康管理について

受講期間中の体調管理に十分ご注意ください。

集合研修時には万一の体調不良やその他急変等に備え、医療機関を受診するための健康保険証やマイナンバーカード（マイナ保険証）を持参する等、各自の責任で万全を期して参加していただきますようお願いします。

7 その他

- 講習期間中は、講義前後や昼休み等に、講習を運営する上で必要な情報をお知らせすることがあります。あらかじめ御承知おきください。
- 受講に必要な情報については、LMS等を使い「研修案内」等として受講決定後に配付いたしますので必ず確認してください。
- 当センター敷地内は禁煙です。
- 宿泊予定の方は、各自で手配してくださるようお願いします。

参考規程

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（抄）

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 二年以上社会教育法（昭和二十六年法律第十七号。「法」という。）第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

（受講申込）

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 [略]

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

（注）なお、社会教育法第九条の四第一号ロ・ハに規定する職務及び社会教育法第九条の四第二号に規定する職についての具体的なことは、「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）」を参照すること。

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日 文部省告示第一四八号）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条に規定する司書の職
- 6 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職
- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めた職
- 8 その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認めた職

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

- 3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 6 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動
 - 7 その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務
- 三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職
 - 2 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の校長及び教員の職
 - 3 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
 - 4 その他文部科学大臣が三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職

社会教育主事講習単位修得認定細目

平成13年 4月23日

平成23年 6月23日一部改定

令和 2年 6月19日一部改定

令和 4年 9月 6日一部改定

令和 5年 4月17日一部改定

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定

標記講習における「社会教育主事講習規程」（昭和26年文部省令第12号。以下、「省令」という。）第7条の規程による単位修得の認定は、「国立教育政策研究所における社会教育主事講習の実施について（運用指針）」（平成24年4月9日社会教育課）に基づき、次の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て行うものとする。

- 1 受講者は、各科目、全ての講義・演習について視聴及び参加していること。ただし、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長がやむを得ない事由であると認めた場合には、欠席として認める。
なお、その場合であっても、単位修得のための出席時間数は各科目とも5分の4以上でなければならない。
 - 一 20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものとみなす。
なお、遅刻・早退・途中退室等する場合は、事前に、事前にできなかった場合は事後速やかにそれを証明する書面を添付する等して届け出るものとする。（様式「欠席届」）
 - 二 やむを得ない事由によって欠席した講義・演習については、補講その他の措置をもって出席時間数に代えることができる。
 - 三 多様なメディアを高度に利用して行う講義（集合形式以外のeラーニングやライブ配信等）の参加、出席・欠席の取扱い等については、実施要項で定めるものとする。
- 2 科目ごとの課題（省令第7条に規定する「試験、論文、報告書その他による成績審査」に該当するもの）について、「合格」の評価を得ていること。
- 3 「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について」（平成30年2月28日付け文科生第736号）に基づき、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいては、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため原則として「生涯学習概論」、「社会教育経営論」、「生涯学習支援論」、「社会教育演習」の順に受講することとする。
- 4 その他、講義・演習等における履修状況が適切であると認められること。履修状況が適切でないとセンター長が判断する具体的なケースについては、実施要項で定めるものとする。
- 5 先行する科目が上記1号から4号を全て満たすことができなかつた場合、後続の科目は受講できず、誤って受講したときであっても、その科目の履修は「無効」とする。

社会教育主事講習単位修得認定細目におけるやむを得ない事由について

平成18年3月22日

平成23年6月23日一部改定

令和5年4月17日一部改定

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定

社会教育主事講習単位修得認定細目（平成13年4月23日国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定）第1項において、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が認めるやむを得ない事由とは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 本人の病気又は怪我のため出席できない場合
- 2 親族の看護や介護のため出席できない場合
- 3 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合
- 4 受講者の親族が死亡した場合で、受講者が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、出席できない場合。
なお、親族の範囲及び日数は、人事院規則15-14第22条（特別休暇）の規定を準用する。
- 5 その他、受講者本人の責に帰さない事由により受講が困難となる等、社会通念上、出席できないことがやむを得ないと認められる場合。

（参考）やむを得ない事由による欠席を届ける場合の添付資料の例

事由	添付資料
本人の病気又は怪我	次のうち、病気や怪我で医療機関にかかったことを証明できる書面、いずれか1点 ・医師または医療機関の証明書 ・処方箋（写しでも可） ・医療機関または調剤薬局の領収書（処方箋に基づき調剤された薬の領収書）
親族の看護や介護	次のうち、親族の病気や介護が必要であることを証明する書面、いずれか1点 ・医師または医療機関の証明書 ・処方箋（写しでも可） ・医療機関または調剤薬局の領収書（処方箋に基づき調剤された薬の領収書）
親族の死亡にかかる葬儀、服喪、その他行事	死亡や葬儀等があることを証明できる書面、いずれか1点 ・死亡届 ・訃報の案内状 ・葬儀や法要に関する案内状
その他	・遅延証明書 ・事故証明書など

社会教育主事講習の申込み等に関するQ & A

1 受講資格

Q 1 : 公立小学校で教員をしています。省令第2条に記載する受講資格に複数該当します。教員だから第2号でよいのでしょうか。

A 1 : 複数の受講資格に該当する場合、ご自身の都合の良いものを選択して結構です。

教員免許を持っている学校の教員の場合は、第2号に該当しますが、大学卒業であれば、第1号にも該当します。また、一定期間社会教育に携わった経験があれば第3号にも該当する場合があります。

ご自身の申込みで都合のよい、例えば受講資格を証明する添付書類を集めやすいと考える受講資格での申込みが可能です。

Q 2 : 私は、地元の高校を卒業し、市役所で生涯学習や社会教育の担当として5年間勤務しております。受講資格はどれに該当しますか。

A 2 : 第3号に該当するものと思います。社会教育主事講習の受講資格については、社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第2条に規定されています。

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学や高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事している者 他
第4号該当者	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第5号該当者	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

Q 3 : 受講資格のうち、第1号に該当します。卒業証書の写しや成績証明書の添付でもよいでしょうか

A 3 : 必ず、卒業証明書を提出してください。大学院卒業の方も、大学の卒業証明書を提出してください。

Q 4 : 新規に受講を考えています。受講の順番として、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序での履修をお願いしますとありますが、都合により、社会教育経営論から受講したいと思いますが、可能でしょうか。

A 4 : できません。当センターで受講する場合は、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順番に受講してください。また、各科目とも修了しないと、次の科目を受講することはできません。

なお、当センターと同様に文部科学省から委嘱を受けた機関において実施している講習を部分的に受講した場合、受講の順番が崩れてしまうケースがありますが、当センターで受講する予定の残りの科目については、①②・・・のとおり受講してください。

Q 5 : 大学生の時に、社会教育に関する講義を修了しています。社会教育主事講習を受講するにあたって、大学での修得をもって省略できる科目はありますか。

A 5 : 一概に言えません。例えば「生涯学習概論」を過去に修得したとしても、それが社会教育主事養成課程の科目（2単位）であれば代替が可能ですが、そうでない場合（例えば1単位のもの）は代替できません。また、大学における社会教育主事養成課程と、社会教育主事講習では、修得すべき科目と単位数に違いがあります。大学が発行する単位修得証明書を取得していただくと、修了した年月、科目、単位数等がわかり、当研究所において、各科目の修了の可否、科目の代替ができるか否か、修得単位の認定等の判断が可能となります。

Q 6 : 受講資格はありますが、現在、日本国外に住んでいます。オンラインで受講できる科目もあるようですが、受講できますか。

A 6 : できません。指導の関係上、日本国内に居住し、電話や郵便により連絡が取れることが必要です。

Q 7 : パソコン操作に自信がありません。受講は可能でしょうか。

A 7 : 講習全般において基本的なパソコン操作ができることが必要です。例えば、LMSの操作、eラーニングやライブ配信（Zoom）の操作、講義資料のダウンロード、アンケートへの回答、各受講科目のテスト、課題のまとめやその提出等があります。事前にパソコン操作に慣れていただくよう準備をお願いします。オンラインコースは、他の助けを得ることなく、上記のような基本的なパソコン操作ができることが前提となります。

2 必要書類

Q 1 : 受講申込書や添付書類等の提出は、郵送で良いでしょうか。

A 1 : 受講申込書や受講資格を証明する書類、その他資料等すべてメールで提出してください。

Q 2 : 受講申込書に添付した書類について、返却してもらえますか？

A 2 : 返却しません。

Q 3 : 3年前に大学から取得した卒業証明書が手元にあります。添付書類として使うことはできますか？

A 3 : 公的機関や大学等の機関が発行する証明書は、申込書を提出する日から3か月以内に取得したものを必ずPDF化してメールにて提出してください。

Q 4 : 教育職員普通免許状と現在の氏名の姓が異なりますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 4 : 姓が変わっているが同一人物であること、例えば婚姻によって姓を変更したことを公的機関が証明した書類（例えば、戸籍抄本、住民票に旧姓が記載されている場合はその写し、旧姓が併記された運転免許証等）を提出してください。

Q 5 : 異動や転職等で、複数の職場・機関に勤務しました。勤務証明書は、それぞれの職場や機関に証明してもらえばよいでしょうか。

A 5 : それぞれの職場や機関に証明していただくのがよいと思いますが、現在お勤めの職場で、これまでの職歴が証明できるのであれば、それでも結構です。

Q 6 : 様式 2 の勤務証明書について、すべての職歴を記載する必要はありますか。

A 6 : 勤務証明書は、受講資格の 3 号や 4 号に該当することを証明するために必要なものです。3 号に該当する場合は該当の職に 2 年以上、4 号に該当する場合は該当の職に 4 年以上勤務していたことがわかるように記入してください。

社会教育に係る職や社会教育関係団体に勤務する者の場合は、従事した職務や企画及び立案した事業等を具体的にご記入ください。

Q 7 : 学生です。申込みの際の参考様式として「卒業見込証明」がありますが、誰に証明してもらえばよいでしょうか。

A 7 : 大学の事務や所属ゼミの担当教官等に証明していただく必要があります。

平日を中心として一定期間を利用しての受講になるため、卒業や学業に支障がないことを証明していただくものです。

Q 8 : 確か大学で「生涯学習概論」を履修した記憶があります。成績証明書は手元にありますがそれを提出すれば、社会教育主事講習の「生涯学習概論」は、免除になりますか？

A 8 : 大学での開設科目と省令第 3 条の科目名とは一致しない場合があります。例えば、大学における「生涯学習概論」と社会教育主事講習の「生涯学習概論」では、その内容や単位数が異なる場合があります。大学から、社会教育に関する科目又は社会教育主事にかかる単位修得証明書をとってもらうと対応関係が明確に把握できます。成績証明書ではわかりません。

3 受講申込み

Q 1 : 大学を卒業しています。長い間勤務していた仕事も 5 年前に定年退職し、現在は地域のボランティア等の活動をしています。受講申込みは、センターに直接送付してよろしいでしょうか。

A 1 : 省令第 2 条に規定する受講資格に該当すれば、受講申込みはできます。

当センターでは、直接申込みを受け付けていません。

なお、公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理含む）は、勤務先が所在する都道府県教育委員会に申し込んでください。それ以外の方は、お住まいの都道府県教育委員会に申し込んでください。

Q 2 : 社会教育主事講習を申し込みました。eラーニング、ライブ配信による受講、集合形式による演習等を休まず受ければ、修了できるのでしょうか。

A 2 : 基本的に、全講義に参加していただく必要があります。また、受講科目によってテストや演習等の科目ごとの課題に合格することが必要です。

それらの結果や履修の状況を総合判断して修了認定を行います。各受講科目を一つずつ修了する必要があります。修了しないと次の科目を受講できません。それらを勘案して社会教育主事講習運営委員会の議を経て、最終的な修了認定をいたします。

Q 3 : 受講に係る費用は、どのくらいかかりますか。

A 3 : 受講料は徴収していません。ただし、『生涯学習・社会教育行政必携』や各科目で使用する書籍等は、受講者自身で揃えていただく必要があります。

また、遠隔地から参加する場合の交通費や宿泊費、ライブ配信による受講に要するパソコンやネットワーク接続に関する費用等は、受講者側の負担となります。

4 推薦状

Q 1 : 社会教育主事講習の講習申込みのときに推薦状を提出しましたが、その後社会教育主事の発令ができなくなった場合はどうなるのでしょうか。

A 1 : 推薦状は、本講習受講申込み希望の者が、その時点において、次の要件①②のいずれかに該当し、他に優先して受講させたい場合に、地方公共団体の長又は教育長がその者を推薦し発行するものです。当研究所においては、定員を上回る受講申込みがあった場合には、推薦状を提出している者を優先いたします。

① 社会教育主事として発令を予定している者

② 地域全体の社会教育の振興を担う者

なお、講習修了後に実際に社会教育主事として発令されていないからといって修了を無効にするものではありません。

Q 2 : 推薦状を提出していない者は受講できないということでしょうか。

A 2 : 推薦状を提出していないからといって受講できないわけではありません。推薦状が提出されている者を優先的に受講させるようにするものであり、定員に余裕がある場合は、推薦状がなくても受講できる可能性はあります。

Q 3 : 推薦状を提出していない者に対する優先順位はどうなるのでしょうか。

A 3 : 運用指針や本実施要項記載の順に従い、推薦状のある者を受講者として決めた後、残りの定員枠内で推薦状のない者を受講者として決定していきます。

Q 4 : 推薦状は、①受講者からの依頼で作成すればよいのか、②地方公共団体の判断により推薦状を出してよいのか、どちらでしょうか。

A 4 : ②地方公共団体の判断により推薦状を出していただきます。地方公共団体の所属長が次のいずれかに該当する者に対して推薦の要否を判断してください。

a : 社会教育主事としての発令を予定している者（3年以内）

b : 地域全体の社会教育の振興の中心を担う者

Q 5 : 推薦状が出ている者の中で、上記 a と b の優先順位はどうなるのでしょうか。

A 5 : a : 社会教育主事としての発令を予定している者を優先して選定します。a の中で選定が必要になる場合は、抽選等によって公平に選定していきます。

Q 6 : 推薦状は地方公共団体が複数枚出すことは可能なのでしょうか。

A 6 : 推薦状を複数出すことは可能です。推薦状の枚数に制限は設けません。

Q 7 : 推薦状において地方公共団体職員以外の者（NPO や民間企業の者）の推薦は可能でしょうか。

A 7 : 可能です。地方公共団体の部署内で検討いただき、地域の社会教育の振興に資する者であれば推薦状を出すことは差し支えありません。

5 受講者の選定

Q 1 : 定員よりも申込みが多い場合は、どのように選定されるのでしょうか。

A 1 : 文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、社会教育主事の配置促進の観点から、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者を優先することとしています。また、令和6年度からは、推薦状を提出した者が優先されます。詳細は実施要項参照。
推薦状については、本Q&A「4 推薦状」参照。

Q 2 : 受講決定後の受講科目の追加や変更はできますか？

A 2 : できません。

Q 3 : 受講決定後に希望会場やコース（通常コース・オンラインコース）※の変更はできますか？

A 3 : 会場及びコースともにできません。また、申込み時に併願もできません。
※「コース」とは、A講習時にのみあるものです。「オンラインコース」は受講のすべてをオンラインで実施します。それ以外はすべて「通常コース」です。

Q 4 : 受講決定後、辞退等によって欠員が生じた場合、補充等がありますか？

A 4 : ありません。

Q 5 : 受講決定後、都合によって辞退した場合、次回の選定で優遇されますか？

A 5 : 優遇措置はありません。

6 受講

Q 1 : eラーニング（講義動画の視聴）による受講の場合、どのくらいのペースで視聴すれば、いいのでしょうか。

A 1 : eラーニングは、一定の視聴可能期間にすべての講義動画を見ていただく必要があります。各科目30時間となっていますが、相当の視聴期間を要するため、計画的にすすめていただく必要があります。

例えば、平日昼間は仕事をし、勤務時間外を利用して受講する場合を想定すると、平日の自宅帰宅後に1講義（90分）を視聴し、土日は、それぞれ6時間（2～4講義分）視聴するとした場合、1週間あたり19.5時間分を視聴できます。

視聴期間は、生涯学習概論と社会教育経営論それぞれ10日間程度です。

なお、1つの講義、例えば90分の講義の場合、複数のチャプター（1チャプターは約15分間）に動画が分かれており、講義ごとに小テストが用意されています。

全動画の視聴と小テストに取り組むことで「出席」とみなされ、修了テストを受けることができます。最後まで視聴できなかった場合、修了テストに進めず、単位修得することができなくなりますので、計画的に視聴するようにしてください。

なお、当センターでは、学習効果を高める目的から、LMSにおいて一つの動画（一つの講義を複数に分割した動画）において最後まで視聴し終えるまではスキップ等できないように設定するとともに、再生速度も制限しています。また、講義視聴の順も制御しています。LMSで設定したこれらの制御を故意に解除する等LMSで提供している機能を超えて視聴する行為は、不正行為とみなします。

Q 2 : ライブ配信による受講の場合は、どこでも受講可能でしょうか。

A 2 : ライブ配信は、所定の日時にリアルタイムで受講していただきます。「いつでも・どこでも」というものではありません。集合による講習時と同様にしっかりと学んでいただくため、自宅又は職場での受講をお願いします。

過去には、車を運転しながら、車、タクシー、電車で移動しながらの受講が実際にありました。このような場合は、受講に専念していないと判断し、以後の受講を取りやめていただくことがあります。特に車を運転しながらの受講は、大変危険であるばかりか、道路交通法違反となる可能性もありますので、絶対におやめください。

Q 3 : 講習期間中、仕事で欠席しなければならない日がありますが、その時だけ休むことはできるのでしょうか。

A 3 : 本実施要項等に記載しているとおり、講習は、全日出席することが必要です。仕事による欠席は原則認められませんので、受講に専念できるように仕事を調整してください。また、職場の上司や同僚の理解や協力も必要になってくるものと思います。

Q 4 : 欠席したときの取扱いを教えてください。

A 4 : ライブ配信や集合形式の受講においては、全日程・全講義にすべて出席していただく必要があります。

1コマあたり20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものとみなします。生涯学習支援論及び社会教育演習の演習部分は、休憩を挟んだ午前2コマ、午後2コマとして出欠を確認します。

なお、「やむを得ない事由※」以外の理由による欠席の場合、上記の条件を満たさなくなるため、欠席した時点でその科目は不合格となりますので、十分注意する必要があります。

※ 参考規程「社会教育主事講習単位修得認定細目」及び「社会教育主事講習単位修得認定細目におけるやむを得ない事由について」を参照し確認してください。

Q 5 : テストはありますか。どのように実施し、難易度はどのくらいでしょうか。

A 5 : 生涯学習概論と社会教育経営論は、eラーニングで受講し、各講義の動画視聴が完了した後に小テストがあります。小テストは、各講義の学習に集中し理解を深めていただく目的のものです。また、すべての動画の視聴と小テストの実施後、修了テストを受けていただきます。修了テストは、各科目で学習する事項の理解度を確認するものです。

なお、修了テストは、ライブ配信で手順等を説明した後、一斉に実施する予定です。一定の時間内にテストを受け、テストに合格し、他の要件も満たしていると判断されたらその科目は修了になり、次の科目に進むことができます。

参考までに、令和6年度B講習では、生涯学習概論の合格率は、99.2%、社会教育経営論は100.0%でした。

Q 6 : 実施要項に記載されているテキスト等は、必ず購入する必要がありますか。

A 6 : 講習の実施に必要なものです。社会教育を学ぶ上での基礎テキストや資料となり、必要な情報が盛り込まれているものですので、必ずお買い求めください。

Q 7 : 社会教育主事講習の [A] や [B] とは、何ですか。

A 7 : 現在、当研究所では、年に2回社会教育主事講習を実施しています。夏期に実施する講習を [A] 講習、冬期に実施するものを [B] 講習と区別しています。冬期の講習は、主会場の他に地方会場での受講が可能です。

Q 8 : 「オンラインコース」は、どのようなものでしょうか。申し込むにあたり注意すること等はありますか。

A 8 : 「オンラインコース」は、A講習（夏期）のみ実施しています。「オンラインコース」は、集合することなく、すべてオンラインで受講するものです。生涯学習概論と社会教育経営論は、eラーニングとライブ配信で、通常コースと同時期・共通で受講していただきます。生涯学習支援論と社会教育演習の講義部分は通常コースと同時期・共通でライブ配信を、演習部分は、ライブ配信で実施します。会場に集まることなく、すべて職場やご自宅で受講することができます。

Q 9 : 既に他の講習実施機関で「生涯学習概論」を修得済の為、単位修得認定申請を行い、受講決定を受けました。月日が経っていることもあり、やはり受講してみたいです。受講決定後に、科目を変えることはできますか。

A 9 : 一度受講決定した内容を変えることはできません。

7 その他

Q 1 : 数年前に社会教育主事講習を修了しましたが、修了証書を紛失しました。再発行は可能でしょうか。

A 1 : 修了証書は再発行できませんので大切に保管してください。ただし、「単位修得証明書」の発行は可能です。

なお、令和6年度から、修了証書をデジタル発行しています。株式会社 LecoS（レコス）が運営する外部管理サービス（オープンバッチウォレット。ユーザ登録が必要。）を利用し各自で保管していただくようになりました。

Q 2 : 講習修了後、「社会教育士」の認定書はいただけるのでしょうか。

A 2 : 「社会教育士」の認定書はありません。社会教育主事講習の修了証書を発行いたします。修了証書を授与された者は、「社会教育士（講習）」と称することができます。社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第八条参照。

Q 3 : コロナが収束し、政府の対応方針も緩和されています。現在、eラーニングやライブ配信となっている講義も集合形式に戻るのでしょうか。

A 3 : 令和3年度から実施している一部受講科目のオンライン化（eラーニングやライブ配信）は、新型コロナウイルス感染症への対応という側面もありましたが、もともとの予定として、段階的にオンライン化を進めているものです。現時点では、現在の実施方法から元の集合形式に戻ることはありません。政府全体としてもデジタル化を進める動きもあります。

Q 4 : 社会教育主事講習を修了した者ですが、社会教育士となるために学び直しをしようと考えています。必要な科目について教えてください。社会教育実践研究センターで受講できますか。又はそれ以外で受講できますか。

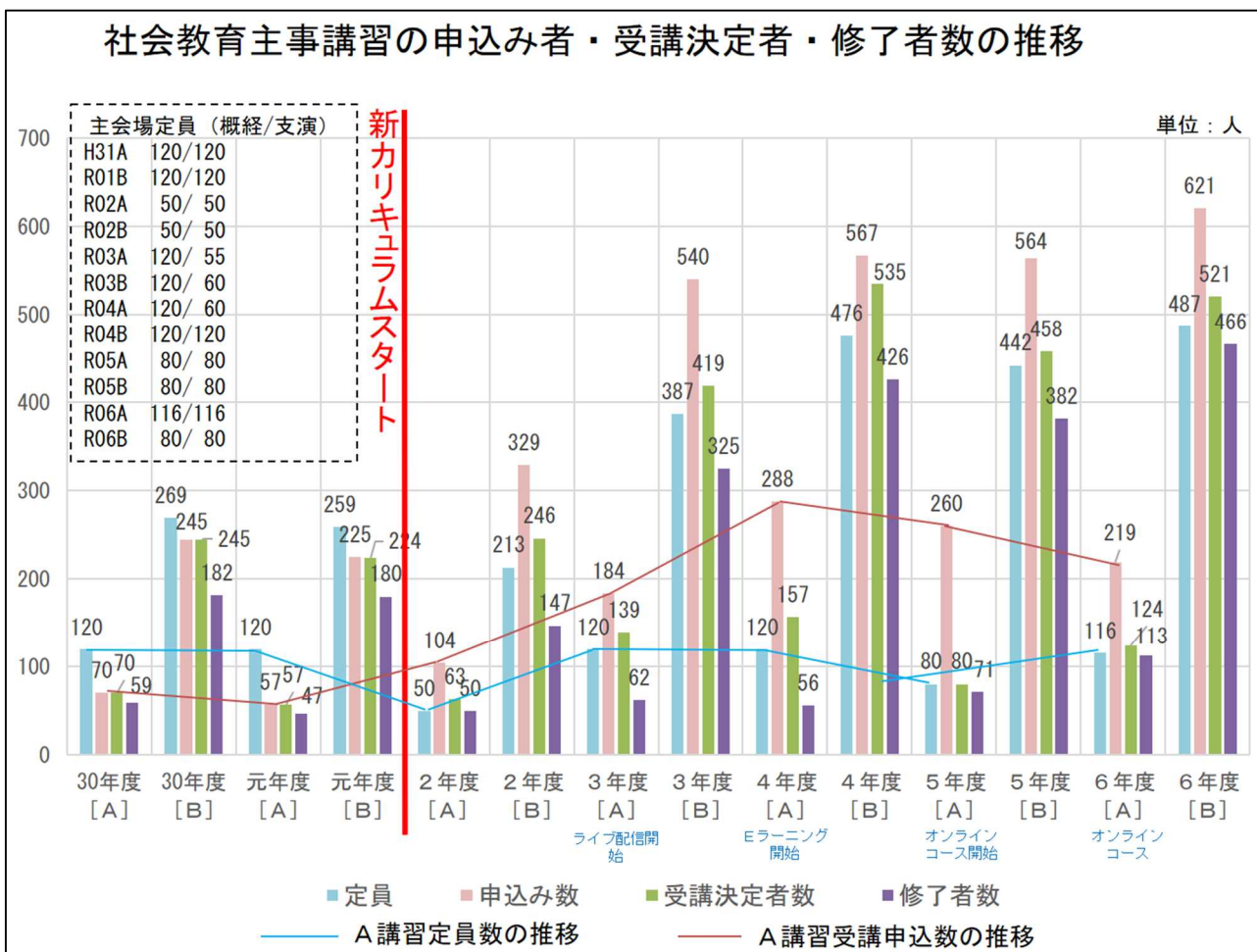
A 4 : 社会教育主事講習を修了した者が「社会教育士」と称するためには、令和2年度からのカリキュラムの新科目である、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の2科目を修得していただく必要があります。

居住地の都道府県教育委員会を通して申込みが可能です。ただし、当研究所は、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者を優先しているため、定員に余裕がある場合に受入れ可能ということになります。

なお、文部科学省から委嘱を受けた機関（大学等）でも受講できますので、文部科学省のホームページを確認してください。

Q 5 : 受講を検討しています。令和2年度以降の申込みと定員の状況を教えてください。

A 5 : 次のグラフのとおりです。令和2年度以降、毎回定員を上回る申込みがあります。



令和7年度 社会教育主事講習 [A] 受講申込書 兼 単位修得認定申請書

申込日

国立教育政策研究所長 殿

都道府県名

令和7年度社会教育主事講習 [A] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

個人情報及び要配慮個人情報の取得、個人情報の利用目的に関して同意いたします。(左記に☑を入れてください。)

←①このセルにカーソルを合わせ貼り付け

白抜き部分
写真張り付け欄

②白枠内に収まるように拡大/縮尺

※縦横の縮尺を変えない

記入の基準日： 令和7年5月1日

ふりがな		②生年月日						
①氏名						(白枠内に西暦入力)		
						③年齢		
④勤務先	名称							
	(指定管理者名)							
	(派遣元)							
	役職名			常勤/非常勤の別				
	所在地	〒						
TEL								
⑤E-mail (職場メール不可)		※申込後は変更できません。要項を確認の上でメールアドレスを指定してください。						
⑥現住所		〒						
		TEL			受講中に連絡がとれる個人の電話番号(携帯電話等)を登録してください。			
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請 (科目に○印をすること) ※⑧⑨は、単位習得修得申請をする場合に記入してください。	科目名	単位	⑦受講希望	※⑧単位修得認定済			※⑨単位修得認定申請	
			習得済	事由	修得年度	大学・機関名		
	生涯学習概論	2						
	社会教育経営論	2						
	生涯学習支援論	2						
社会教育演習	2							
⑩希望コース								
⑪受講資格		社会教育主事講習等規程第2条 第				号に該当		
⑫PC環境・スキル		※ I 実施要項の「7 インターネットを活用した受講の要件等」に記載の受講環境を準備でき、必要なパソコンスキルをお持ちの場合は、「○」をしてください。						

⑬最終学歴	卒業 専攻科目： 学校名 []
⑭教員職員免許状の種類	
⑮職歴 ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は主なものに限定する ※期間の計算は 始期はその月の1日を 終期は翌月1日を想定し自動計算しています。 例) 4/1～翌年3/31で1年(12か月)として計算。	～ () ()
	～ () ()
	～ () ()
	～ () ()
	～ () ()
⑯生涯学習・社会教育活動歴	～ () () ～ () ()
⑰社会教育の経験年数	(年 月) 令和7年5月1日 現在
⑱健康状況	受講上、特別な配慮の希望の有無 () 上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 () ※ 本講習を受講する上で、事務局に承知してほしい内容を記載してください。また、提出後、変更が生じた場合は、必ず連絡をしてください。

<備考>

- 「④勤務先」の「役職名」欄は、申込書記入時のものを記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。
- 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。なお、社会教育実践研究センターが実施する講習で認定を受けた場合は、単位認定証明書類の添付は不要です。その場合は、単位修得した科目名と単位数の横に、受講年度と講習名を書いてください（例：生涯学習概論2単位（平成〇〇年度[A]））。
- 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位を記入してください。

(個人情報の利用目的)

本紙に記載された申込者の個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）については、本講習の運営上の諸連絡、受講者等の管理、単位修得認定証明書の発行及び、本講習の運営や社会教育に関する調査やアンケート、関連する講習や企画の案内等に使用いたします。

また、地方公共団体から継続的な学習機会に関する情報提供や地方公共団体が実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属について書類を提出した都道府県教育委員会へ情報提供を行います。

申込み者が本講習中に緊急に医療機関等を受診する際で、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、医療機関等に個人情報を提供することがあります。

国立教育政策研究所では、申込者の個人情報が毀損や漏洩等しないように適切な安全管理に努めます。

令和7年度
社会教育主事講習 [A] 受講申込書 兼 単位修得認定申請書

令和7年5月10日

国立教育政策研究所長 殿

記入例

都道府県名 **東京都**



令和7年度社会教育主事講習 [A] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

個人情報及び要配慮個人情報の取得、個人情報の利用目的に関して同意いたします。(左記にを入れてください。)

記入の基準日： 令和7年5月1日

ふりがな		しゃけん はなこ		②生年月日		
①氏名		杜研 華子		昭和52年2月26日 (白枠内に西暦入力) (1977/2/26)		
		③年齢		48		
④勤務先	名称	〇〇区教育委員会生涯学習課				
	指定管理者名					
	役職名	主事	常勤/非常勤の別	常勤		
	所在地	〒 110-0007 東京都台東区上野公園12-43				
	TEL	03-3823-0241				
⑤E-mail (職場メール不可)		hanako-shaken@sample.co.jp ※申込後は変更できません。要項を確認の上でメールアドレスを指定してください。				
⑥現住所		〒 271-9999 千葉県松戸市〇〇123-45		TEL 047-654-3210 受講中に連絡がとれる個人の電話番号(携帯電話等)を登録してください。		
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請 (科目に○印をすること) ※⑧⑨は、単位修得認定申請をする場合に記入してください。		科目名	単位	⑦受講希望	※⑧単位修得認定済	※⑨単位修得認定申請
		習得済	事由	修得年度	大学・機関名	
			○ 博物館に関する科目を履修		上野大学	○ 2単位
			○ 社会教育主事講習	令和 3年度 [A]	社会教育実践研究センター	○ 2単位
			○			
			○			
⑩希望コース		通常コース				
⑪受講資格		社会教育主事講習等規程第2条第		3	号に該当	
⑫PC環境・スキル		○ ※ 実施要項の「7 インターネットを活用した受講の要件等」に記載の受講環境を準備でき、必要なパソコンスキルをお持ちの場合は、「○」をしてください。				

⑬最終学歴	平成24年3月 卒業 専攻科目： 教育 学校名 [上野大学教育学部]
⑭教員職員免許状の種類	小学校1種 中学校2種(国語)
⑮職歴 ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は 主なものに限定する ※期間の計算は 始期はその月の1日を 終期は翌月1日を想定 し自動計算していま す。 例) 4/1～翌年3/31で1年 (12か月)として計算。	<p>平成12年4月 ～ 平成20年3月 (8年0か月) (上野第〇〇小学校)</p> <p>平成20年4月 ～ 令和2年3月 (12年0か月) (〇〇区教育委員会生涯学習課(現職))</p> <p>令和2年4月 ～ 令和7年5月 (5年2か月) (上野第△△小学校)</p> <p>～ () ()</p>
⑯生涯学習・ 社会教育活動歴	<p>平成20年4月 ～ 令和2年3月 (12年0か月) (〇〇区教育委員会生涯学習課で社会教育関係事業に従事)</p> <p>～ () ()</p>
⑰社会教育の経験年数	(12 年 0 か月) 令和7年5月1日 現在
⑱健康状況	<p>受講上、特別な配慮の希望の有無 ある</p> <p>上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 狭心症で血圧降下剤と抗血小板剤を投薬中。大けが等で出血したときは注意が必要。</p> <p>※ 本講習を受講する上で、事務局に承知してほしい内容を記載してください。また、提出後、変更が生じた場合は、必ず連絡をしてください。</p>
<p><備考></p> <p>1. 「④勤務先」の「役職名」欄は、申込書記入時のものを記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。</p> <p>2. 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。</p> <p>なお、社会教育実践研究センターが実施する講習で認定を受けた場合は、単位認定証明書類の添付は不要です。その場合は、単位修得した科目名と単位数の横に、受講年度と講習名を書いてください（例：生涯学習概論2単位（平成〇〇年度[A]））。</p> <p>3. 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位を記入してください。</p> <p>（個人情報の利用目的） 本紙に記載された申込者の個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）については、本講習の運営上の諸連絡、受講者等の管理、単位修得認定証明書の発行及び、本講習の運営や社会教育に関する調査やアンケート、関連する講習や企画の案内等に使用いたします。</p> <p>また、地方公共団体から継続的な学習機会に関する情報提供や地方公共団体が実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属について書類を提出した都道府県教育委員会へ情報提供を行います。</p> <p>申込み者が本講習中に緊急に医療機関等を受診する際で、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、医療機関等に個人情報を提供する場合があります。</p> <p>国立教育政策研究所では、申込者の個人情報が毀損や漏洩等しないように適切な安全管理に努めます。</p>	

勤 務 証 明 書

氏 名

生 年 月 日

上記の者が下記のとおり勤務していたことを証明します。

記

期間	所属・役職名	職務内容
から まで ()		
から まで ()		
から まで ()		

〇〇 第 〇〇 号
年 月 日

所属長（役職・氏名）

<備考>

1. この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付してください。
2. 「期間」欄に記入する際、「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかを変更してください。
3. 「所属・役職名」欄には、発令されたとおりの所属・役職名を記入してください。
4. 「職務内容」欄には、従事した職務の内容について、それぞれの受講資格を満たすと判断できるように企画や立案した事業名、内容等を具体的に記入してください。
5. 「所属長（役職・氏名）」欄は、必ず証明する者が署名してください。ゴム印不可。
なお、証明側で文書番号等を記入できる場合は、パソコンでの記入が可能です。）

氏名

社会教育主事講習等規程第2条の**第3号該当者で、社会教育関係団体※での勤務実績を受講資格として申し込む場合**、当該団体の目的や事業内容が客観的にわかる資料等のデータ（スクリーンショットの画像等）※を下の枠内に貼り提出してください。社会教育施設の指定管理者の場合は、不要です。

※ 当該団体の事業内容がわかる資料の例

・ **法人の定款（「目的」が記載されている部分）**

例）特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第1項に規定する「特定非営利活動」の分野（同法別表記載の20分野の「**社会教育の推進を図る活動**」等）

・ 団体のホームページに記載の目的や事業内容等

※＜参考＞

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

様式3 (A4判)

社会教育主事講習単位修得証明書

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、社会教育主事講習の下記の科目の単位を修得したことを証明します。

記

(科目名)

(単位数)

(修得年度)

令和 年 月 日

(実施機関)

印

推 薦 状

下記の者は（ a：社会教育主事として発令を予定している者、 b：地域全体の社会教育の振興の中核を担う者 ※ ）であることから、令和7年度の社会教育主事講習の受講にご配慮いただけますようお願いいたします。

記

（ 氏名 ）

（現在の職）

令和7年 月 日

所属長氏名

〔 都道府県又は市区町村の長
都道府県教育委員会教育長又は市区町村教育委員会教育長 〕

〔 ※ 該当する項目（ a又はbのいずれか1つ）を生かして、それ以外は訂正線を引くか削除して作成してください。 〕

令和7年度社会教育主事講習 [A] 申込みチェックリスト



受講資格 (数字を記入)	号	(社会教育主事講習規定第2条第〇号に該当) 実施要項の「受講資格」参照			
希望科目 (〇をつける)	生涯学習概論	社会教育経営論	生涯学習支援論	社会教育演習	
氏名					

封入書類及び注意事項を確認し、チェックを行ってください。

本人用 都道府県用 社研用

受講資格・該当者	実施要項上の記載	提出書類	チェック✓	チェック✓	チェック✓	留意事項
申込者全員	ア	受講申込書【様式1】				誤記はありませんか？メールアドレスは、実施要項に記載の要件を満たしていますか？
《基本書類》		写真				受講申込書に写真データを貼り付けましたか。
	カ	推薦書【様式4】				都道府県・市区町村の長又は教育長からの推薦があった場合は、添付が必要です。

上記類に加え、受講資格に応じて必要な書類

受講資格1号	イ	卒業証明書				「卒業証書」の写しや「成績証明書」では認められません。3か月以内に入手したものがが必要です。
受講資格2号 ①又は②のいずれか	イ	①教員職員の普通免許状の写し ②教育職員免許状授与証明書				教育職員の普通免許状の写しは、1種類で可。
受講資格3号・4号・5号	イ	勤務証明書【様式2】				所属長の署名又は記名が必要です。勤務年数及び職務内容を具体的に記載しましたか？別紙が必要な場合あり。
単位修得認定申請する者 ①又は②のいずれか	エ	①単位修得証明書【様式3】 ②他の機関や大学が発行した「修了証書」の写し				【様式3】もしくは独自の単位修得証明書の原本 社会教育主事講習等の修了証書の写し
その他		「戸籍抄本」等公的機関が同一人物であることを証明するもの				各種証明書記載氏名と現在の氏名が異なる場合は必要です。3か月以内に入手したものがが必要です。

卒業見込証明

氏名

生年月日

上記の者は、以下のとおり〇〇大学〇〇学部〇〇学科を卒業見込みであることを証明いたします。

令和〇年〇月〇日から〇月〇日の期間に社会教育主事講習を受講しても大学の学業及び卒業に支障はありません。

記

卒業見込大学

〇〇大学〇〇学部〇〇学科

卒業見込年月日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

〇〇大学〇〇学部
〇〇〇〇 〇〇〇〇

印

(メモ)

令和7年度社会教育主事 [A] 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当時間数	教育方法	実施方法等	小テスト	講 師
生涯学習概論	1	生涯学習の理念と施策					
		(1) 生涯学習の現代的意義	1.5	講義	eラーニング	○	聖心女子大学教授 澤野 由紀子
		(2) 生涯教育論 生涯学習論の展開	1.5	講義	eラーニング	○	聖心女子大学教授 澤野 由紀子
		(3) 生涯学習振興施策の動向	1.5	講義	eラーニング	○	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
	2	社会教育の意義と展開					
		(1) 社会教育の意義・特質	1.5	講義	eラーニング	○	青山学院大学名誉教授 鈴木 眞理
		(2) 日本と諸外国における社会教育の歴史的展開	1.5	講義	eラーニング	○	法政大学教授 久井 英輔
		(3) 社会教育の基本法令・施策	1.5	講義	eラーニング	○	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
		(4) 社会教育法と社会教育に関する国の答申等	1.5	講義	eラーニング	○	台東区教育委員会社会教育委員 山本 裕一
		(5) 社会教育行政の組織と役割 社会教育行政における委員	1.5	講義	eラーニング	○	東京家政大学名誉教授 山本 和人
		(6) 社会教育に関する財政、予算 社会教育主事の役割と職務	1.5	講義	eラーニング	○	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団理事 佐久間 章
		(7) 社会教育主事の役割と職務の実際	2	事例研究	eラーニング	○	茨城県鹿嶋市立鹿島中学校教頭 (前 茨城県水戸生涯学習センター社会教育主事) 出頭 愛子
					eラーニング	○	大阪市役所社会教育主事 山本 竜司
		(8) 社会教育に関する団体と指導者	1.5	講義	eラーニング	○	文教大学准教授 青山 鉄兵
		(9) 公民館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	東北学院大学教授 原 義彦
		(10) 図書館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	青山学院大学教授 小田 光宏
	2	(11) 博物館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	立正大学教授 小川 義和
	3	生涯学習社会と家庭・学校・地域					
		(1) 生涯学習社会と家庭教育	1.5	講義	eラーニング	○	一般社団法人全国社会教育委員連合理事・副会長 大島 まな
		(2) 生涯学習社会と学校教育	1.5	講義	eラーニング	○	大分大学教授 清國 祐二
	(3) 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の役割	2.5	講義 事例研究	eラーニング eラーニング	○ ○	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ 鳥取県南部町教育委員会総務・学校教育課協働活動統括推進員 田丸 睦梯 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター専門調査員 (前 鳥取県南部町教育委員会人権・社会教育課主幹兼社会教育主事) 大下 真史 秋田県男鹿市家庭教育支援チーム代表 小玉 由紀 前 秋田県男鹿市教育委員会教育総務課生涯学習班主事 澤田 信	
	社会教育主事の役割について (ふりかえりプログラム)	1.5		ライブ配信		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員	
	社会教育施設の意義と役割	3	シンポジウム	ライブ配信		(コーディネーター) 青山学院大学教授 山本 珠美 (登壇者) 長崎県長崎市北公民館長 出口 亮太 岐阜県図書館企画課長 石井 芳枝 足立区立郷土博物館学芸員・文化遺産調査担当係長 多田 文夫	
	小 計	30					

※本講習で使用するeラーニング教材の中には、過去に作成したものが含まれています。視聴する動画教材の中で用いられている講師の所属名と職名は、教材制作当時のものであり、要項に記載されている現所属名・現職名と異なる場合があります。

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等 (全講義とも通常コース・オンライン コース共通)	小テスト	講 師	
社会教育経営論	2	1 社会教育行政と地域活性化						
		(1) 社会教育行政と地域づくり	1.5	講義	eラーニング	○	全国視聴覚教育連盟会長 馬場 祐次朗	
		(2) 社会教育行政と市民協働・住民自治	1.5	講義	eラーニング	○	桜の聖母短期大学教授 三瓶 千香子	
		(3) 住民が主体となる地域活性化の取組	1	事例研究	eラーニング	○	浜松市役所中央区まちづくり推進課主任 野嶋 京登 仙台市立錦ヶ丘中学校主幹教諭 (前 仙台市教育局生涯学習支援センター主査兼社会教育主事) 橋本 勇人	
		2 社会教育行政の経営戦略						
		(1) 行政の経営戦略	1.5	講義	eラーニング	○	宇都宮大学教授 佐々木 英和	
			1	事例発表	eラーニング	○	群馬県みどり市教育委員会学校教育課長補佐 (前 群馬県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事) 知久 鉄平 福島県いわき市保健福祉部介護保険課長寿支援係主任主査 (前 福島県いわき市教育委員会事務局生涯学習課主任主査(兼)生涯学習係長) 坂入 直人	
		(2) 社会教育行政の経営戦略 (社会教育計画の意義・社会教育計画の構造)	2	講義	eラーニング	○	東京家政大学准教授 宮地 孝宜	
			1	事例研究	eラーニング	○	沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター班長 島袋 智子 埼玉県春日部市教育委員会社会教育部社会教育課 社会教育担当主幹・社会教育主事 山下 剛史	
		3 学習課題の把握と広報戦略						
		(1) 地域課題の分析と把握	1.5	講義	eラーニング	○	滋賀大学教授 神部 純一	
		(2) 学習課題把握のための調査法とその活用	1.5	講義	eラーニング	○	横浜市立大学教授 土屋 隆裕	
		(3) 社会教育行政における地域広報戦略	1.5	講義	eラーニング	○	一般社団法人自治体広報広聴研究所代表理事 金井 茂樹	
		4 社会教育における地域人材の育成						
		(1) 地域課題解決・まちづくりに取り組む 人材の育成と活動支援	1.5	講義	eラーニング	○	学校法人文教大学学園理事長 野島 正也	
		(2) コーディネーターの役割、必要な知識・技術	1.5	講義	eラーニング	○	アクティブ・シティズンシップ研究所 (ALEC) 代表 興梠 寛	
		5 学習成果の評価と活用						
		(1) 学習成果の評価と活用	1.5	講義	eラーニング	○	天理大学教授 佐々木 保孝	
		(2) 学習成果の活用	1	事例研究	eラーニング	○	青森県教育委員会生涯学習課社会教育主事 (前 青森県総合社会教育センター社会教育主事) 高館 秀典 名古屋市教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事 大野 祐輔	
		6 社会教育を推進する地域ネットワークの形成						
		(1) 家庭、学校、地域の連携・協働の推進と 地域の活性化	1.5	講義	eラーニング	○	下関市立大学准教授 天野 かおり	
		(2) NPO、企業等との連携・協働の推進と 地域の活性化	1.5	講義	eラーニング	○	明治学院大学教授 坂口 緑	
7 社会教育施設の経営								
(1) 社会教育施設の経営戦略	2	講義	eラーニング	○	大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター教授 岡田 正彦			
(2) 社会教育施設のネットワークの実際	1	事例研究	eラーニング	○	沖縄県那覇市繁多川公民館長 特定非営利活動法人1万人井戸端会議代表理事 南 信乃介 公益財団法人京都市生涯学習振興財団京都市図書館サービスコーディネーター (前 京都市岩倉図書館長) 井上 典子			
社会教育主事の役割について (ふりかえりプログラム)	1.5		ライブ配信			国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員		
家庭、学校、地域の連携・協働の推進と地域の 活性化に向けて	3	シンボ ジウム	ライブ配信			(コーディネーター) 特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事 竹原 和泉 (登壇者) 広島県尾道市生涯学習課河内公民館長 林 聖人 埼玉県川口市立嶋ヶ谷中学校長 市川 重彦		
小 計	30							

※本講習で使用するeラーニング教材の中には、過去に作成したものが含まれています。視聴する動画教材の中で用いられている講師の所属名と職名は、教材制作当時のものであり、要項に記載されている現所属名・現職名と異なる場合があります。

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等	小テスト	講 師	
生涯学習支援論	2	1 学習支援に関する教育理論						
		(1) 学習支援の原理	1.5	講義	ライブ配信		青山学院大学教授 伊藤 真木子	
		(2) 生涯発達から見た学習者の特性	3	講義	ライブ配信		放送大学教授 岩崎 久美子	
		(3) 成人期・高齢期の教育理論						
		(4) 特別な支援を要する人々の学習	1.5	講義	ライブ配信		神戸大学大学院教授 津田 英二	
		2 効果的な学習支援方法						
		(1) 学習者理解とカウンセリングマインド	1.5	講義	ライブ配信		文教大学教授 小林 孝雄	
		(2) 学習支援の方法・形態	2.5	講義	ライブ配信		広島大学准教授 松田 弥花	
		3 学習プログラムの編成						
		(1) 学習プログラムの設計・運営	1.5	講義	ライブ配信		東京家政大学教授 白木 賢信	
		(2) プログラム編成の視点	3	講義	ライブ配信		栃木県立真岡工業高等学校長 井上 昌幸	
				事例研究	ライブ配信		群馬県前橋市立細井小学校教諭 (前 群馬県生涯学習センター社会教育主事) 富澤 渉	
		4 参加型学習の実践とファシリテーション技法						
		(1) 学習支援方法としての参加型学習	3	講義	ライブ配信		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ	
(2) 参加型学習とファシリテーション	1.5	講義	ライブ配信		特定非営利活動法人みらいずworks代表理事 小見 まいこ			
(3) 参加型学習の実践とファシリテーション技法	11	演習	集合		(演習指導) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員			
		小 計	30					

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等	小テスト	講 師
社会 教育 演習	1	教育事業の立案・展開の実際					
		(1)社会教育主事有資格者及び社会教育士の職務の実際	3	シンボ ジウム	集合		(コーディネーター) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員 (登壇者) 愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課社会教育主事・担当係長 舟田 美加 千葉県芝山町教育委員会生涯学習課社会教育係社会教育主事 鈴木 大介 特定非営利活動法人みやっこベース事務局/地域教育事業部 八島 彩香
	(2)事業計画立案の実際	27	演習	集合		(演習指導) 【通常コース】 栃木県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事 高野 洋明 群馬県教育委員会事務局西部教育事務所次長兼生涯学習係長 高橋 隆二 千葉県教育庁南房総教育事務所社会教育主事 吉野 達也 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課社会教育グループ 主幹兼社会教育主事 多々納 真治 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター社会教育調査官 白井 淳子 【オンラインコース】 福岡県教育庁教育振興部 福岡県立社会教育総合センター 参事兼社会教育主事 (社会教育振興室長) 石津 峰 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター社会教育調査官 白井 淳子	
		小 計	30				
		合 計	120				

令和7年度 社会教育主事講習 [A] 日程表

※ 通常コース・オンラインコース 共通

7/7(月)オリエンテーション(兼)講習前操作試行 ※必ず出席のこと

オリエンテーション	7/7 (月)	9:30	10:00	11:00	22:00
		受付 (入室許可)	オリエンテーション	※オリエンテーション終了後、22:00までに、各自のタイミングでLMS等の講習前操作試行	

7 月	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	eラーニング期間											ライブ 配信	eラーニング期間									
	生涯学習概論											海 の日	社会教育経営論									

8 月	1
	金
	ライブ 配信 社会教育 経営論

7/11(金)~7/22(火)【科目名】:生涯学習概論 [2単位] eラーニング、ライブ配信(シンポジウム等)

生涯 学習 概 論	7/11 (金) 5 7/21 (月)	eラーニング																			
		7/11(金) eラーニング受講開始 7/21(月・祝) eラーニング視聴終了(視聴は、23:59まで)																			
		9:00	9:25	9:30	12:40	13:40	14:55	15:10	15:30	17:00											
	受付 (入室 開始)	朝 連 絡	ライブ配信																	修 了 テ ス ト の 諸 注 意	休 憩
7/22 (火)			《シンポジウム》 社会教育施設の意義と役割 <コーディネーター> 青山学院大学教授 山本 珠美 <登壇者> 長崎県長崎市北公民館長 出口 亮太 岐阜県図書館企画課長 石井 芳枝 足立区立郷土博物館学芸員・文化遺産調査担当係長 多田 文夫	《ふりかえりプログラム》	「生涯学習概論」修了テスト																

7/23(水)~8/1(金)【科目名】:社会教育経営論 [2単位] eラーニング、ライブ配信(シンポジウム等)

社会 教育 経 営 論	7/23 (水) 5 7/31 (木)	eラーニング																			
		7/23(水) eラーニング受講開始 7/31(木) eラーニング視聴終了(視聴は、23:59まで)																			
		9:00	9:25	9:30	12:40	13:40	14:55	15:10	15:30	17:00											
	受付 (入室 開始)	朝 連 絡	ライブ配信																	修 了 テ ス ト の 諸 注 意	休 憩
8/1 (金)			《シンポジウム》 家庭、学校、地域の連携・協働の推進と 地域の活性化に向けて <コーディネーター> 特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事 竹原 和泉 <登壇者> 広島県尾道市生涯学習課河内公民館長 林 聖人 埼玉県川口市立鳩ヶ谷中学校長 市川 重彦	《ふりかえりプログラム》	「社会教育経営論」修了テスト																

※ 通常コースの方(生涯学習支援論、社会教育演習)

8月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	ライブ配信						集合			ライブ リット	集合			集合			
	生涯学習支援論						生涯学習支援論			社会教育演習			社会教育演習				

【科目名】:生涯学習支援論 [2単位] 8/4(月)~8/6(水) ライブ配信、8/12(火)~8/13(水) 集合

生涯 学習 支援 論	8/4 (月)	9:00	9:25	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	16:50		
	受付 (入室開始)	ライブ配信									
	朝連絡	学習支援の原理	休憩	学習者理解と カウンセリングマインド	休憩	生涯発達から見た学習者の特性 成人期・高齢期の教育理論			放送大学教授 岩崎 久美子		
		青山学院大学教授 伊藤 真木子		文教大学教授 小林 孝雄							
	8/5 (火)	8:50	9:15	9:20	12:30	13:20	16:00	16:10	17:40		
	受付 (入室開始)	ライブ配信									
	朝連絡	プログラム編成の視点	休憩	学習支援の方法・形態	休憩	特別な支援を要する 人々の学習			神戸大学大学院教授 津田 英二		
		栃木県立真岡工業高等学校長 井上 昌幸 (事例研究) 群馬県前橋市立細井小学校教諭 (前 群馬県生涯学習センター社会教育主事) 富澤 渉		広島大学准教授 松田 弥花							
	8/6 (水)	9:00	9:25	9:30	12:40	13:40	15:10	15:20	16:50		
	受付 (入室開始)	ライブ配信									
朝連絡	学習支援方法としての参加型学習	休憩	学習プログラムの 設計・運営	休憩	参加型学習と ファシリテーション						
	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ		東京家政大学教授 白木 賢信		特定非営利活動法人 みらいずworks代表理事 小見 まいこ						
8/12 (火)	9:50	10:15	10:45	12:45	14:00	17:15					
	社会教育実践研究センターに集合										
	オリエンテーション	参加型学習の実際とファシリテーション技法	休憩	参加型学習の実際とファシリテーション技法							
		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員							
8/13 (水)	9:00	9:25	9:30	12:45	14:00	17:15					
受付	社会教育実践研究センターに集合										
朝連絡	参加型学習の実際とファシリテーション技法	休憩	参加型学習の実際とファシリテーション技法								
	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員								

【科目名】:社会教育演習 [2単位] 8/14(木)～8/15(金)、8/18(月)～8/20(水) 集合

		9:00	9:25	9:30	12:45	14:00	17:15	
社会 教育 演 習	受付	社会教育実践研究センターに集合						
		8/14 (木)	オリエンテーション	<p>《シンポジウム》 社会教育主事有資格者及び社会教育士の職務の実際 ※ライブ配信も併用して実施</p> <p><コーディネーター> 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員</p> <p><登壇者> 愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課社会教育主事・担当係長 舟田 美加 千葉県芝山町教育委員会生涯学習課社会教育係社会教育主事 鈴木 大介 特定非営利活動法人みやっこベース事務局/地域教育事業部 八島 彩香</p>	昼 休 憩	<p>事業計画立案の実際</p> <p><演習指導> 栃木県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事 高野 洋明 群馬県教育委員会事務局西部教育事務所次長兼生涯学習係長 高橋 隆二 千葉県教育庁南房総教育事務所社会教育主事 吉野 達也 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課 社会教育グループ主幹兼社会教育主事 多々納 真治</p>		
		8/15 (金)	朝連絡	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>	昼 休 憩	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>		
		8/18 (月)	朝連絡	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>	昼 休 憩	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>		
		8/19 (火)	朝連絡	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>	昼 休 憩	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>		
8/20 (水)	朝連絡	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>	昼 休 憩	<p>事業計画立案の実際 ※8/14午後と同じ</p>	17:15	閉 講 式		
※閉講式 17:30終了予定								

※ オンラインコースの方

8月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	ライブ配信							山の日			ライブ配信							ライブ配信				ライブ配信					
	生涯学習支援論										演習								演習				社会教育演習				

【科目名】:生涯学習支援論 [2単位] 8/4(月)~8/8(金) ライブ配信、集合

		9:00	9:25	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	16:50	17:00	17:40	
生涯学習支援論	8/4(月)	受付(入室開始)	朝連絡	学習支援の原理 青山学院大学教授 伊藤 真木子	休憩	学習者理解と カウンセリングマインド 文教大学教授 小林 孝雄	昼休憩	生涯発達から見た学習者の特性 成人期・高齢期の教育理論 放送大学教授 岩崎 久美子	休憩	【オンラインコースのみ】 オンライン演習 オリエンテーション		
	8/5(火)	受付(入室開始)	朝連絡	プログラム編成の視点 栃木県立真岡工業高等学校校長 井上 昌幸 (事例研究) 群馬県前橋市立細井小学校教諭 (前 群馬県生涯学習センター社会教育主事) 富澤 渉	昼休憩	学習支援の方法・形態 広島大学准教授 松田 弥花	休憩	特別な支援を要する 人々の学習 神戸大学教授 津田 英二				
	8/6(水)	受付(入室開始)	朝連絡	学習支援方法としての参加型学習 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ	昼休憩	学習プログラムの 設計・運営 東京家政大学教授 白木 賢信	休憩	参加型学習と ファシリテーション 特定非営利活動法人 みらいずworks代表理事 小見 まいこ				
	8/7(木)		受付	朝連絡	参加型学習の実際とファシリテーション技法 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員	昼休憩	参加型学習の実際とファシリテーション技法 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員					
	8/8(金)	受付	朝連絡	参加型学習の実際とファシリテーション技法 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員	昼休憩	参加型学習の実際とファシリテーション技法 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員						

【科目名】社会教育演習 [2単位] 8/14(木)、8/22(金)、8/25(月)～8/28(木) ライブ配信

社会 教育 演 習	9:00 9:25 9:30		12:45		
	8/14 (木)	受付	ライブ配信 《シンポジウム》 社会教育主事有資格者及び社会教育士の職務の実際 オリエンテーション <コーディネーター> 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員 <登壇者> 愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課社会教育主事・担当係長 舟田 美加 千葉県芝山町教育委員会生涯学習課社会教育係社会教育主事 鈴木 大介 特定非営利活動法人みやっこベース事務局/地域教育事業部 八島 彩香		
	9:00 9:25 9:30		12:40 13:40		16:50
	8/22 (金)	受付	朝連絡 事業計画立案の実際 <演習指導> 福岡県教育庁教育振興部 福岡県立社会教育総合センター 参事兼社会教育主事(社会教育振興室長) 石津 峰 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター社会教育調査官 白井 淳子	ライブ配信 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ 昼休憩	
	8/25 (月)	受付	朝連絡 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ	ライブ配信 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ 昼休憩	
	8/26 (火)	受付	朝連絡 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ	ライブ配信 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ 昼休憩	
	8/27 (水)	受付	朝連絡 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ	ライブ配信 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ 昼休憩	
8/28 (木)	受付	朝連絡 事業計画立案の実際 ※8/22午前と同じ	ライブ配信 閉講式		
※閉講式 12:55終了予定					

(メモ)

社会教育実践研究センターへのアクセス



国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

〒110-0007

東京都台東区上野公園12-43

03-3823-0241

- ・ JR山手線、JR京浜東北線「鶯谷駅」南口より徒歩10分
- ・ JR各線、JR新幹線各線、東京メトロ銀座線、日比谷線、京成線「上野駅」公園口より徒歩15分
- ・ 東京メトロ千代田線「根津駅」1番出口より徒歩15分





【お問い合わせ】

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター
企画課 普及・調査係

TEL : 03-3823-8681, 8685

E-mail : shujikou@nier.go.jp